

三木市人権尊重のまちづくり 基本計画(第3次)



平成30(2018)年3月

三 木 市

一人一人の人権が尊重されるまち三木市をめざして

20世紀は科学技術の進歩と経済発展の世紀として語られる反面、戦争と環境破壊の世紀としても深刻な問題を提起しました。この反省の下に、21世紀こそは「人権の世紀」にしようという思いが世界中の人々の心を捉え、世界各地で人権思想の普及をめざした活動が繰り広げられてきました。

国連は、人権教育を通じて「人権文化」を世界中に築くことを目的として、平成7(1995)年から「人権教育のための国連10年」を実施し、その終了後には、「人権教育のための世界計画」を開始しました。

わが国は、日本国憲法第11条において、侵すことのできない永久の権利として基本的人権を国民に保障しています。また、平成9(1997)年に「人権教育のための国連10年」国内行動計画を策定し、平成12(2000)年には「人権教育啓発推進法」が施行されました。そして、平成28(2016)年には、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が施行されるなど、各種人権課題の解決に向けた法整備が行われてきました。

本市では、人権が尊重され、一人一人が大切にされる心豊かなまち三木市をつくるため、平成13(2001)年に「三木市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、市政全般にわたり人権を基調としたまちづくりを推進してきました。今日までの取組により、人権は生活の場において身近なものとして定着し、他人に対して優しさと思いやりをもって接する文化が育つ一方で、インターネットによる人権侵害、いじめや虐待、就労問題など新たな人権課題も顕在化しています。

このたび、平成23(2011)年度に改定した基本計画の計画期間が終了することから、これまでの取組の成果と課題を検証するとともに、法制度や社会情勢の変化などを踏まえ、2024年度までの7年間の計画期間とする新たな「三木市人権慎重のまちづくり基本計画」を策定しました。

今後は、一人一人の人権が尊重されるまち三木市をめざして、計画に掲げる人権教育・啓発に努めるとともに、人権施策を推進してまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、基本計画の策定に当たり、三木市人権尊重のまちづくり推進審議会及び同懇話会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様にお礼を申し上げます。

平成30(2018)年3月

三木市長 仲田一彦

三木市人権尊重のまちづくり基本計画

— 目 次 —

第1章 三木市人権尊重のまちづくりの基本的な考え方	ページ
第1節 人権をめぐる世界の潮流と日本の動向	2
1 国際社会の取組	2
2 国内での取組	3
3 人権課題の多様化、複雑化	4
第2節 三木市における人権尊重のまちづくりの理念と目標	5
1 本市における取組の経緯	5
2 「三木市人権尊重のまちづくり条例」制定の意義とその後の検証	7
第3節 三木市における人権尊重のまちづくりの課題と展望	10
1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	11
2 市民と行政の連携による人権施策の推進	13
3 人権と共生のまちづくりによる人権文化の創造	14
4 人権尊重のまちづくりの展望—人権の畑を耕す—	15
第4節 基本計画の目標・位置づけと計画推進の方策	15
1 計画の目標と位置づけ	15
2 計画推進の方策	16
第2章 三木市における人権問題の現状と課題	22
1 部落差別にかかわる人権 —現在もなお存在する課題として—	22
2 女性の人権 —ジェンダーを超えて男女が共に活躍する社会へ—	28
3 子どもの人権 —生きる力が育つように、発揮できるように—	36
4 高齢者の人権 —生きがいを持ちいきいきと生きるために—	44
5 障がい者の人権 —共生する社会へ—	51
6 外国人の人権 —多文化共生社会を実現するために—	58
7 その他の人権課題	66

第1章 三木市人権尊重のまちづくりの基本的な考え方

はじめに

本市では、人権が尊重され、一人一人が大切にされる心豊かなまち三木市をつくるため、平成13（2001）年に「三木市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、市政全般にわたり人権を基調としたまちづくりを推進してきました。今日までの取組により、「人権」は市民の生活や社会など、あらゆる場に確かなものとして根付いてきています。

しかしながら、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などをめぐるさまざまな人権課題が今なお存在し、また、インターネットによる人権侵害、いじめや虐待、就労問題など、新たな人権課題も顕在化しており、「21世紀は人権の世紀」といわれるように、人権に関わる取組の重要性はますます高まってきています。

このような状況の中で、今後、人権尊重のまちづくりを積極的に推進するため、「基本計画」の改定をすることにしました。

なお、今回の改定に当たっては、主な視点として次の事項を盛り込んでいます。

- 全庁的な連携・調整による一体的、連動的な人権施策の推進
- 「人権教育のための世界計画」「人権教育の指導方法等の在り方」などの世界及び国内の動きによる若年層への人権教育の強化
- 人権尊重のまちづくりに向けた意識実態調査^{*1}（以下、「意識実態調査」という。）の結果の検証と今後の方向性
- 実施主体である市職員・教職員への研修の強化による人権意識の向上

***1【人権尊重のまちづくりに向けた意識実態調査】**

平成28（2016）年度に実施した次の4つの調査。「三木市人権に関する市民意識調査」「三木市同和問題解決に向けた実態調査」「三木市外国人市民実態調査」「三木市男女共同参画に関する市民意識調査」。

第1節 人権をめぐる世界の潮流と日本の動向

1 国際社会の取組

20世紀は科学技術の進歩と経済発展の世紀として語られる反面、戦争と環境破壊の世紀としても深刻な問題を提起しました。この反省の下に、21世紀こそは「人権の世紀」にしようとの思いが全世界の人々の心を捉え、世界各地で人権思想の普及をめざした活動が繰り広げられてきました。

昭和23(1948)年、国連で採択された「世界人権宣言」に、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」と謳^{うた}われているように、人権尊重は国際社会が遵守すべき世界の共通基準とされています。また、この宣言に実効性を持たせるため、「国際人権規約」をはじめ、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」「児童の権利に関する条約(児童の権利条約)」など各種人権関係諸条約が採択されるなど、国連を中心に人権確立に向けた国際的な取組が展開されてきました。

平成6(1994)年の国連総会では、人権教育を通じて「人権文化」を世界中に築くことを目的として、平成7(1995)年から平成16(2004)年までの10年間「人権教育のための国連10年^{*2}」が実施されました。この終了を受け、国連は平成17(2005)年、「人権教育のための世界計画」を開始する宣言を採択し、終了期限を設けず5年ごとの行動計画が策定され、第1段階(平成17(2005)年～平成21(2009)年)では初等教育及び中等教育における人権教育、第2段階(平成22(2010)年～平成26(2014)年)では高等教育における人権教育、公務員などへの人権教育、第3段階(平成27(2015)年～平成31(2019)年)では第1、第2段

*2【人権教育のための国連10年】

平成6(1994)年12月の国連総会において、平成7(1995)年～平成16(2004)年までを「人権教育のための国連10年」とすることを決議。これは、世界人権会議(平成5(1993)年：世界人権宣言45周年を機に開催)、それに続く、国連人権高等弁務官の創設(平成6(1994)年)などの人権に対する国際的関心の高まりの中で採択されたもので、各国において人権という普遍的文化が構築されることをめざし、あらゆる学習の場における人権教育の推進、教材の開発、マス・メディアの役割と能力の強化、世界人権宣言の世界的普及などを目標に掲げ、さまざまな提案をしている。そして各国政府に国内行動計画を定めることを求めている。

階の重要な行動計画の取組の強化などが示されました。

平成 18（2006）年には、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が、平成 23（2011）年には「人権教育及び研修に関する国連宣言」が国連総会で採択されました。

2 国内での取組

人権について、「日本国憲法」第 11 条には、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」と明記されています。しかし、現実には差別事象や人権侵害が存在し、これを防止し救済するための具体的な取組が必要な状況が続いています。たとえば同和問題については、昭和 40（1965）年の「同和対策審議会答申」及び昭和 44（1969）年の「同和対策事業特別措置法」以後、33 年にわたって種々の対策が講じられてきました。

一方この間、国際社会の動向に呼応する形で、「国際人権規約」をはじめとする、各種人権関係諸条約の批准・発効とともに、平成 5（1993）年の「障害者基本法」や平成 11（1999）年の「男女共同参画社会基本法」など国内法の整備が進められてきました。

さらに平成 7（1995）年には、内閣に「人権教育のための国連 10 年推進本部」が設置され、その下で平成 9（1997）年には、「国内行動計画」が策定され、「人権教育は、国際社会が協力して進めるべき基本的課題である」との認識の基に、「その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』である 21 世紀に向けた我が国の^{すうよう}枢要な責務というべきである」という姿勢が打ち出されました。

また、平成9（1997）年に「人権擁護施策推進法」、平成12（2000）年には、国や地方自治体の人権教育及び人権啓発に関する責務等を定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育啓発推進法）」が施行されました。

さらに、平成12（2000）年「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」、平成13（2001）年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」、平成17（2005）年「犯罪被害者等基本法」、平成18（2006）年「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」、平成21（2009）年「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」、平成25（2013）年「いじめ防止対策推進法」、平成27（2015）年「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

そして、平成28（2016）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」の施行等、法整備が行われてきました。

3 人権課題の多様化、複雑化

このように今日、国内外において人権尊重をめざした取組が大きく前進し、多くの人々に人権意識が広く普及してきました。しかしながら、急激な社会構造の変化により、人権課題は多様化、複雑化しています。平成14（2002）年に国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」において、特に積極的な取組を必要とする重要課題として「女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等」を挙げていますが、昨今はこれに加えて、各国の紛争・テロ、個人情報流出、働く人の人

権、育児と介護を同時期に行うダブルケアの問題など、新たな問題が生じています。

物や情報が豊かになる一方で、急速な高度情報社会の進展により、スマートフォン、タブレットやパソコンなど、誰もが手軽にインターネットを使って情報発信するメディアが普及しました。その反面、いったん発信した情報は匿名で瞬時に広範囲に拡散することから、他人を誹謗中傷したり差別を助長したりする表現の流布、SNS^{*3}によるいじめなど人権問題が増えています。

このような社会情勢の中、人との交流が希薄になり、心の豊かさが損なわれてきています。また、人権意識への無理解が背景にある事件も毎日のように起きています。

このように現代社会において、多様化、複雑化している人権課題の解決は困難になっていますが、すべての人の人権が尊重され、安全・安心な生活を送るためには、ひいては、平和な社会が続くためには、人々が心豊かに支え助け合う、人にやさしいまちづくりが求められます。

***3【SNS】**

ソーシャル・ネットワークワーキング・サービスの略。インターネットを通じて人と人とのつながりを促進し、交友関係を構築する会員制サービス。

第2節 三木市における人権尊重のまちづくりの理念と目標

1 本市における取組の経緯

本市において、最も早い時期から本格的な形で実施された人権問題への取組は、同和問題に関するものでした。国の「同和対策審議会答申」及び「同和対策事業特別措置法」を受けて、同和問題の早期解決を行政の最重要課題と位置づけ、昭和43（1968）年、社会課に「同和対策係」を設置し、以後、同和対策事業及び同和教育・啓発事業を継続的に実施してきました。

その結果、平成9（1997）年の「三木市同和対策審議会答申（第3次）」において、「対象地域の生活環境並びに生活実

態は一定の改善・向上が図られ、教育・啓発についても、着実な成果がみられるようになった」との評価を得ました。しかし、その一方で、今後さらに取り組むべき課題も指摘されました。これに続く平成 11（1999）年 10 月の「第 4 次答申」では、「同和行政をめぐる動きは国をはじめ、さまざまなレベルにおいて転機を迎えており、今後は、国際的な潮流も踏まえた『人権と共生』のまちづくりが求められる」と人権尊重のまちづくりに向けた取組の方向性が提起されました。

この認識の下、本市では「人権の世紀」である 21 世紀に向けて、人権尊重のまちづくりにすべての市民が積極的に参加することを促す「三木市人権尊重のまちづくり条例」を平成 13（2001）年 1 月に施行し、それに基づく「基本計画」「実施計画」を策定し、具体的な取組を進めてきました。

平成 22（2010）年には、戦争は最大の人権侵害という認識の下、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願い「三木市非核平和都市宣言」を行い、平成 24（2012）年には、住民票や戸籍の不正取得早期発見、結婚や就職など個人情報不正利用防止・抑制のため「三木市住民票の写し等に係る本人通知制度に関する条例」が施行されました。

平成 25（2013）年には、市内小、中学生のいじめを防止し、子どもが安心して生活し、育つことができるように、「三木市子どもいじめ防止に関する条例」を施行し、市や学校、保護者、市民等がそれぞれに、連携して取り組んでいくことを示しました。あわせて、いじめについての相談などに対応するため、「三木市子どもいじめ防止センター」も開設しました。また、同年、犯罪被害者等に対する相談や情報の提供、安全の確保をはじめ、居住の安全や日常生活の支援等に取り組むため「三木市犯罪被害者等の支援に関する条例」を施行しました。

平成 27（2015）年には、「三木市共に生きる手話言語条例」を施行しました。この条例には、「障害者権利条約」や「障害者基本法」等で手話が言語の 1 つとして位置づけられたことなどを踏まえ、すべての市民が人格と個性を尊重され、自分らしく暮らせるよう、手話や聴覚障害に対する市民の理解を深める施策や手話等についての啓発・普及を図ることなどが盛り込まれています。

2 「三木市人権尊重のまちづくり条例」制定の意義とその後の検証

「三木市人権尊重のまちづくり条例」は、「世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下、すべての人の人権が尊重され、明るく住みよいまち、三木市をつくる」ことを目的として制定されました。条例では、「真に一人一人の人権が尊重される明るく住みよい社会をつくるためには、私たち一人一人が、人権に関する問題を共に考え、理解し、その解決のために協力し合うことが何よりも重要であり、そのことが『人権という普遍的文化』の更なる進展につながるものである」という理念が掲げられています。

第 1 条において、「あらゆる人権に関する問題の解決への取組みを推進し、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図ること」と規定されています。

また、第 2 条では、市の役割について、「市民一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指し、効果的な人権教育と人権啓発の推進を図るとともに、人権尊重に関する施策を積極的に推進する」こととし、市民の役割について、「相互に基本的人権を尊重するとともに、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努める」こととしています。

このように、本市における人権尊重のまちづくりは、人権

尊重の理念を単に言葉の上だけのかけ声としてではなく、いかにして日常の身近なまちづくりの中に具現化していけばよいかを行政はもとより、市民一人一人の課題として主体的に受けとめようとしている点に大きな意義があります。また、そのための課題解決に当たって、市民と行政が互いに連携して取り組むことの必要性を提起している点が本市独自の先駆的な政策提起となっています。

この取組をとおして本市が実現しようとしている人権尊重のまちづくりの理想は、暮らしのすみずみにまで人権尊重の精神がいきわたり、市民の一人一人が互いの存在や違いを認め合いつつ、自己実現に向けて生きる力と喜びを実感しうる確かな手応えを共有できることです。

平成 28 (2016)年に実施した意識実態調査の結果をみると、知人の差別的な言動への対応として、目の前で知人が差別的な言動を行った場合、「差別はいけないとはっきりと注意する」が 9.4%、「気分を害しないようさりげなく、差別はいけないことを伝える」が 63.4%で、年齢別に比較しても、差別はいけないと注意したり、伝えるという回答は、20 歳代と 30 歳代でやや少ないものの、大きな差はみられず、差別的な言動を傍観したり、容認するという人たちが少数派となっていることがわかります (図 1)。

しかし、住民学習^{*4}に「参加したことがない」と答えた方は 54.5%で、以下「ときどき参加している」が 29.3%、「できる限り毎回参加している」が 8.8%と続きます。年齢別にみると、最も参加率が低いのは 20 歳代で「参加したことがない」が 94.4%、「ときどき参加している」が 3.3%という結果でした。次に低いのは 30 歳代で「参加したことがない」が 83.9%、「ときどき参加している」が 9.8%でした。20 歳代と 30 歳代の大半が住民学習に参加したことがなく(図 2)、

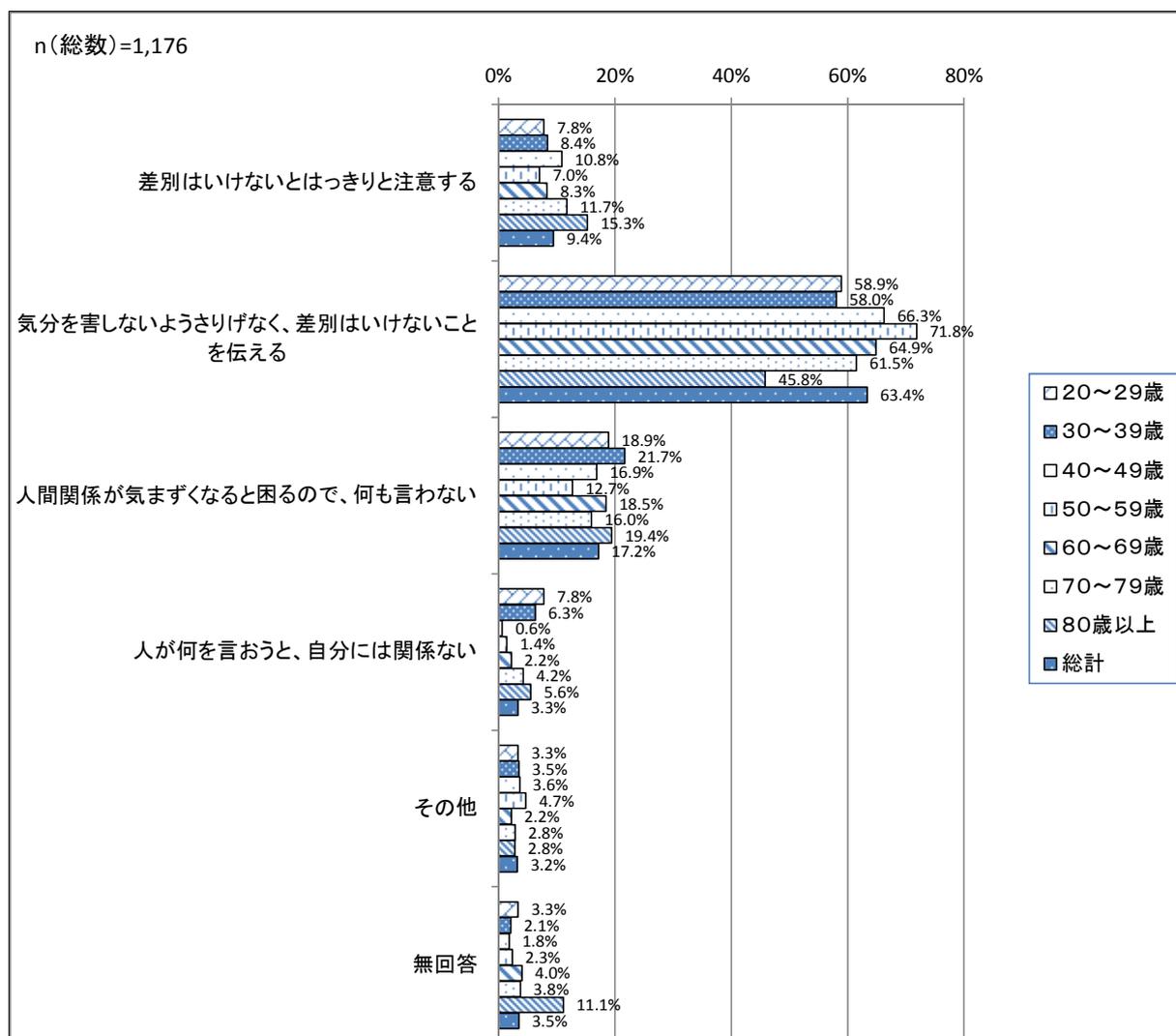
***4【住民学習】**
自治会ごとに関
催される人権学習
会のこと。

参加しなかった理由も「いつあるか知らない」または「興味・関心がない」という回答が多く見られました。

このことから、若い世代への人権教育・啓発と、住民学習を若い世代が参加するようなものに充実していくことが課題であるといえます。

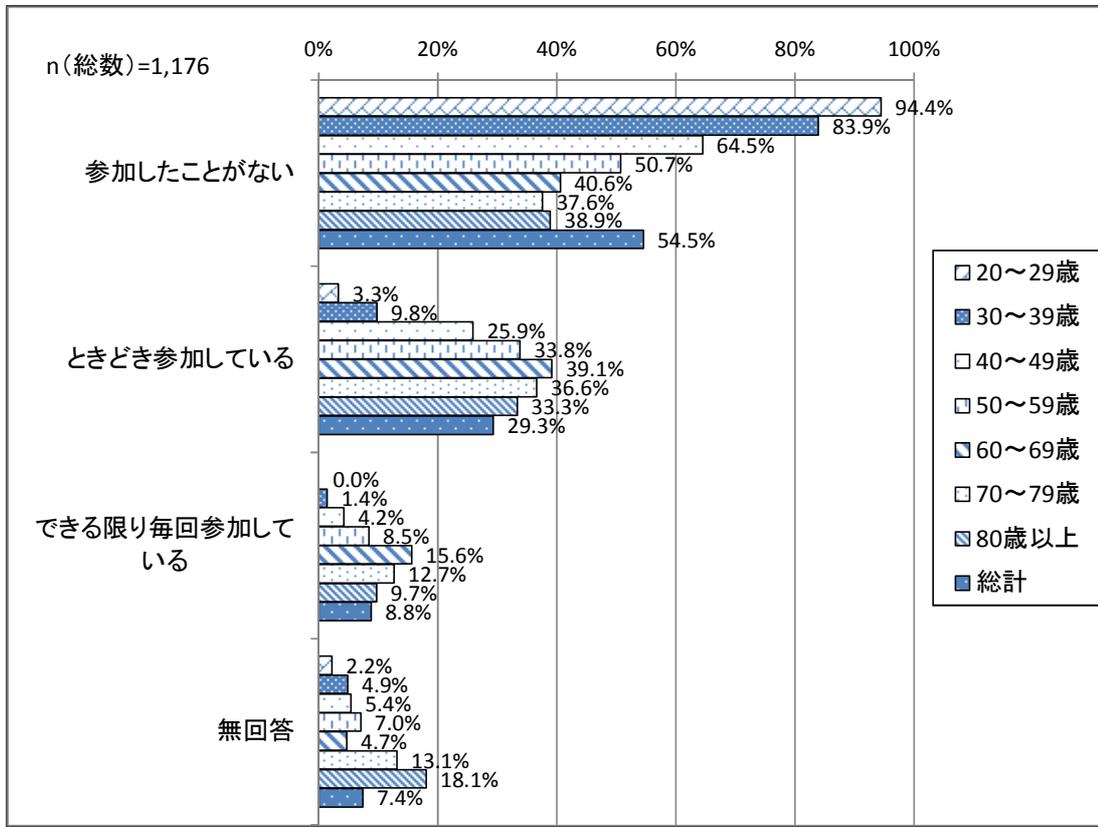
【図 1】 知人の差別発言等への対応

■あなたは、目の前で、知人が他の人を差別するような言動をとった時、どうしますか。



【図 2】住民学習への参加状況

■あなたは、住民学習会に参加されたことはありますか。



第3節 三木市における人権尊重のまちづくりの課題と展望

【施策推進の全体的な枠組み】

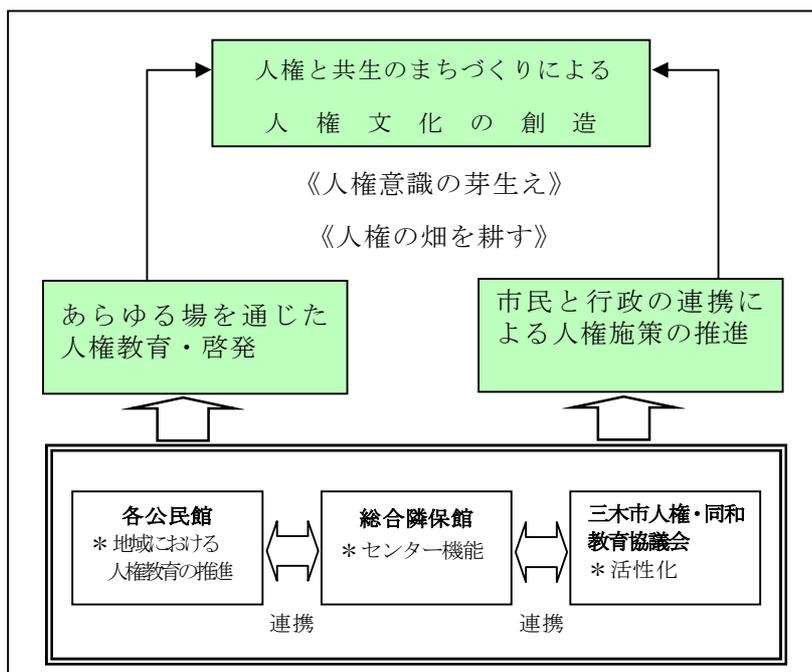
本市では、人権尊重のまちづくりの具体的な施策の展開を図るため、効果的な人権教育・啓発の推進と人権尊重に関する施策を推進してきました。

人権教育・啓発については「あらゆる場を通じて推進する取組」を、人権尊重に関する施策については「積極的かつ重点的な取組」を進めてきました。また、人権と共生のまちづくりによる人権文化の創造に向けた施策展開を図るため、総合隣保館を人権施策のセンター機能を有する中核施設と位置づけるとともに、市立公民館を地域における人権推進の拠点とし、三木市人権・同和教育協議会との連携を図りながら、まちづくりの中で人権問題を解決していく仕組みづくりを進

めています。

このような推進体制の下、あらゆる場を通じた人権教育・啓発、人権施策の推進を通じて、人権と共生のまちづくりによる人権文化の創造をめざします。

施策推進枠組みの概念図



*5【三木市同和対策審議会答申(第4次)】の提言事項

同答申に提言されている事項は、次のとおり。

「学校教育における人権教育とは」

- ①すべての教育活動の中で取り組む人権教育
- ②「生きる力」としての自己教育力の育成
- ③人権尊重を基盤とする多様な学習
- ④「教える」から「学ぶ」教育へ
- ⑤人権に根ざしたネットワークづくり
- ⑥教職員の意識改革と指導力の向上。

「社会教育等における人権教育・啓発とは」

- ①生涯教育に位置づけた人権教育
- ②人権尊重の家庭・地域づくり
- ③住民学習の深まりと広まり
- ④あらゆる場を通じた推進
- ⑤多様な学習方法・形態の活用
- ⑥幅広い人材の発掘と育成。

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

本市は、人権教育・啓発のあり方の基本方針について、平成 11 (1999) 年の「三木市同和対策審議会答申 (第 4 次)^{*5}」において、これまでの同和教育・啓発の成果と課題を踏まえ、「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」との関連を図りながら、人権教育・啓発への「発展的再構築」をめざすと示しています。

そして、この基本方針に基づいて、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成 14 (2002) 年策定、平成 23 (2011) 年変更) 並びに県が策定した「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」(平成 13 (2001) 年策定、平成 28 (2016) 年改定) を踏まえて、人権教育・啓発

の充実・発展に取り組んできました。

その際、人権教育・啓発は、家庭、学校、地域、職場といった市民生活のあらゆる場において推進されるべき課題であるということ、また市民一人一人のライフステージ^{*6}に合わせた生涯学習としての内容を持つことが重要であると認識し、取組を進めてきました。

「人権教育のための国連 10 年」は、人権教育とは、「あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会階層の人々が、他の人々の尊厳について学び、また、その尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段を学ぶための、生涯にわたる総合的な過程である」と定義しています。本市も、これに基づいて、市民との広範な協力・連携を行い、人権教育・啓発を全市的な取組として推進していきます。

そのため、人権教育・啓発は、人間形成の基礎を培う幼少期のできるだけ早い段階から始め、学齢期にある児童・生徒・学生はもとより、社会人となった後も、また、老若男女を問わず、すべての市民を対象に持続的、系統的に学習が展開されるようにする必要があります。

また、学校教育や社会教育での教育・啓発に加えて、家庭や地域での学習活動の果たす役割についても十分に認識し、学校教育と社会教育を効果的に組み合わせ、十分な広がりや深まりを持った人権教育・啓発も必要です。特に近年の都市化、核家族化、少子化や地域における連帯意識の希薄化等の状況を考えるとき、生涯にわたって豊かな人権感覚を養う上で家庭の果たす役割は極めて重要です。

人権教育と人権啓発は、その役割と活動範囲を明確にした上で、人権教育については、学校教育と社会教育において、人権啓発については、さまざまな実施主体の間で、それぞれ主体的、効果的に実施、推進していくことが必要です。また、

***6【ライフステージ】**

人の一生を乳幼児期を含めた少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階。

人権教育と人権啓発は、各実施主体、各担当部局が相互に連携協力して、総合的、計画的推進に努めることが重要です。

さらに、人権一般の普遍的視点からのアプローチだけでなく、具体的な人権問題に即した個別的視点からのアプローチも取り入れ、あわせて現実に起きている個々の人権問題に対して重点的に取り組むことが求められています。このため、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、その他にかかわる人権問題については、次章で詳述するように、それぞれの現状と課題を踏まえて、適切かつ効果的な方法で人権教育・啓発を実施することが必要です。

さらに、公権力を行使する業務や人権問題にかかわりのある業務をはじめ、すべての職員（市職員、教職員など）に対しては、とりわけ倫理観と人権意識を高めることをめざして、継続的、計画的、重点的に研修を実施することが必要です。

2 市民と行政の連携による人権施策の推進

人権尊重のまちづくりにつながる人権施策は、このような人権行政の全庁的取組を基礎とした上で、基本計画の策定から実施計画の実行に至る全過程が総合的に運営されることで、はじめてその効果的な施策の推進が可能になります。それだけに、この一連の過程において、職員は日頃から自らの人権意識の高揚に励み、つねに市民の立場に立って職務遂行に当たることが求められます。

また、市民は全ての人権問題を自らの課題としてとらえ、共に考え、正しく理解し、その解決を図らなければなりません。

とりわけ、企業等は地域社会の一員として社会的責任を果たすという視点から、公正な採用や処遇、パワー・ハラスメント^{*7}やセクシュアル・ハラスメント^{*8}の防止など、人権が

*7【パワー・ハラスメント】

職場で職務権限などの力（パワー）を利用して行う嫌がらせやいじめ。略して「パワハラ」と言われている。

*8【セクシュアル・ハラスメント】

「性的いやがらせ」という意味で、略して「セクハラ」と言われている。相手の意に反した性的な性質の言動で、性や身体に関する言葉・冗談・からかい・性的関係の強要、執拗なデートへの誘い、身体への不必要な接触、性的なうわさを流す、メールで配信する、個人的な性の体験を聞く・聞かせる、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。

尊重される職場づくりが求められます。また、ワーク・ライフ・バランス^{*9}や、女性や高齢者、障がい者、外国人などが、能力を十分に発揮できる職場環境の整備が求められます。さらには、人権啓発活動への積極的な参加や地域貢献活動などに取り組むことも必要とされます。行政主導や専門家まかせの取組ではなく、市民と行政が連携し、それぞれの役割分担に基づき、人権尊重のまちづくりを推進していくことが求められています。

***9【ワーク・ライフ・バランス】**

「仕事と生活の調和」と訳される。一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階において、多様な生き方が選択・実現できることを指す。

3 人権と共生のまちづくりによる人権文化の創造

人権教育・啓発の推進とまちづくりの取組は、相互に関連する課題です。人権教育・啓発をとおして気づき、学んだことを人権尊重の社会を実現する施策へとつなげていくことが重要です。同和問題に関しては、部落差別解消へ、女性施策に関しては、男女共同参画社会の実現へ、子どもや高齢者施策に関しては、多世代が共生していく社会の実現へ、障がい者施策に関しては、ソーシャルインクルージョン^{*10}の実現へ、外国人施策に関しては、多文化共生社会の実現へとつなげていくことが大切です。

***10【ソーシャルインクルージョン】**

障害者等を社会から隔離排除するのではなく、社会の中でともに助け合って生きていこうという考え方。

そのためには、人権教育・啓発と人権施策を一体的・連動的に推進していくとともに、人権と共生を基軸に「共に生き、共に学び、共に育む」視点に立った人権尊重のまちづくりを積極的に推進していくことが求められます。

私たちの身近な日常生活の中で、何を人権として大切に、どのようにして人権を守り、育てようとしていくか、また、その社会の中で有形・無形の文化として表出してくるよう、人権文化の根づきと芽吹きを、まちづくりの中でいかにして確実なものにしていくかが問われています。

4 人権尊重のまちづくりの展望

一人権の畑を耕す一

このようにまちづくりの視点から人権ということを考える場合、自分自身の人権が尊重されるとともに、他の人の人権を尊重するのは、一人一人の人間です。つまり、人権とは、「一人一人の人間がかけがえのない存在である」ということを、自己においてのみならず、他者においても認め合うところに成立するといえます。

人権尊重のまちづくりにおいては、心豊かな土壌を生み出すため、まず「人権の畑を耕す」ことが大事です。人権意識の芽は、地域や学校、職場において、あるいは同僚や仲間、友人同士の間で、さらに家族や親戚との付き合いの中で、私たちがそれぞれかけがえのない存在として相互にかかわっていけるような土壌の中で育まれていきます。それが豊かな土壌であるか、やせた土壌であるかによって、その畑にどれだけ人権意識が芽生え、育っていくかが決まってきます。

人権の畑を耕すために、市民と行政がそれぞれの役割分担を認識し、協働して人権尊重のまちづくりに取り組んでいくことが必要です。

第4節 基本計画の目標・位置づけと計画推進の方策

1 計画の目標と位置づけ

平成 19（2007）年度策定の「三木市総合計画」は、まちづくりの取組方針の一つとして「市民一人一人の人権が尊重され、多様な文化や価値観が認め合えるまちをつくる」とかかげています。

この「基本計画」は、意識実態調査の結果を踏まえて策定しています。また、別にすでに策定されている、あるいは今

後策定される「分野別計画」等を、本計画の下に一元的に統合し、「基本計画」と「分野別計画」等を関連づけるとともに、「分野別計画」相互の連携、調整を図ります。

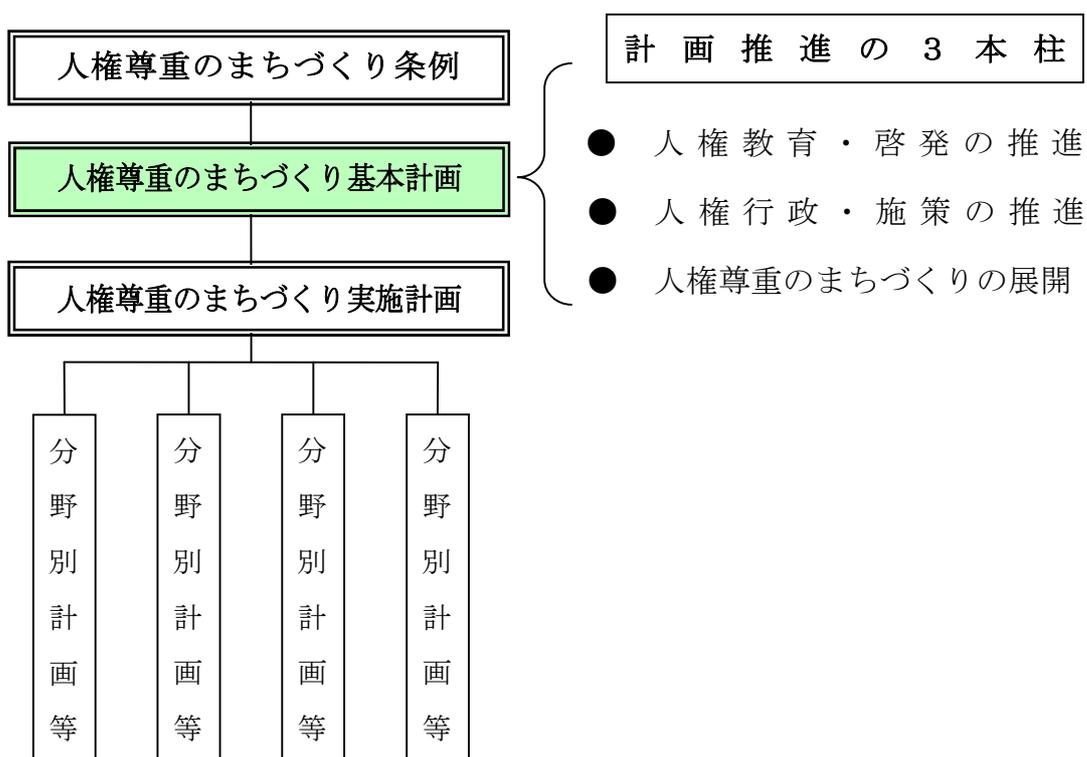
なお、計画の期間は、平成 30（2018）年度から 7 年間とし、具体的な施策は、「基本計画」に基づいて作成する「実施計画」により進行管理を図りつつ実施します。また、「実施計画」の施策、事業については、毎年度、三木市人権尊重のまちづくり推進審議会に報告し、その成果や課題を検証します。

2 計画推進の方策

【計画推進の 3 本柱】

基本計画の推進に当たっては、「人権教育・啓発の推進」「人権行政・施策の推進」「人権尊重のまちづくりの展開」を 3 本柱とし、それら相互の密接な連携・調整の下に、一人一人の人権が尊重される明るく住みよい社会をつくることをめざしています。

三木市人権尊重のまちづくり基本計画の位置づけ



【今後のあり方】

同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、その他にかかわる重要課題について実施計画に則して、それぞれの担当部局が計画的、効果的にこれを継続して実施するとともに、担当部局相互間で十分な連携・調整を図り、企画・立案・広報から実施・総括・評価に至る過程を通じて、成果と課題を検証できるシステムをつくり、継続して全市的な取組を展開します。

「三木市同和対策審議会答申(第4次)」の提言及び国の「人権教育の指導方法等の在り方について(第1次～第3次とりまとめ)」を踏まえた取組を推進します。また、意識実態調査により実態とニーズの把握を行い、政策課題を明確にするとともに、調査結果に基づく現状と課題を踏まえた取組を推進します。

人権尊重を基盤とする業務の遂行を全部局、全職員に対して徹底するとともに、人権尊重の視点から業務遂行のあり方を検証し、積極的に工夫や改善を加えていける行政システムの確立を図ります。

また、ネット社会に対応し、人権に関する正しい知識や理解を深める教育・啓発活動を学校教育及び社会教育を通じて推進するとともに、インターネットを悪用したいじめや人権侵害について、関係機関と連携して対応するとともに、情報モラルの定着とメディア・リテラシー^{*11}の向上に努めます。

さらに、人権学習を行う上で、市民が自ら参加したくなるような、学習者を主体とした学習形態や学んだことを行動につなげられるような教育技法の研究、開発に向けた取組を検討します。

***11【メディア・リテラシー】**

メディアを利用する技術や、伝えられた内容を分析する能力のこと。

(1) 人権教育・啓発の推進

①学校等

- ・就学前教育・保育及び学校教育では、すべての教育・保育活動を見通し、その連続・系統性に留意した全体計画及び年間指導計画を作成し、さらに幼児・児童生徒の発達段階やこれまでの学習内容を踏まえ、人権・同和教育を効果的に推進します。
- ・すべての子どもたちが幸福な人生の創り手となっていけるよう、「生きて働く知識・技能」や「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力」などをあらゆる機会を捉えて育てていく教育を行います。
- ・生命の尊厳や人権の普遍性についての基本的認識を培うとともに、さまざまな人権問題に対する理解と認識を深め、すべての人の人権が尊重される社会を築いていこうとする意欲や態度を育成する教育を推進します。

②家庭

- ・子どもたちに人権の基礎を培うためには、乳・幼児期の家庭のあり方が重要であることから、保護者が日常生活を通じて、命や人権の大切さを子どもに示せるよう、人権尊重を基盤とした子育てや家庭づくりについて子育てにかかわるすべての部署において啓発します。

③地域

- ・住民学習、リーダー・指導者研修、団体別研修等、あらゆる人権教育の取組を充実させるとともに、若年層の参加促進と人権意識の高揚を図ります。

(2) 人権行政・施策の推進

①学校等

- ・これまでの人権教育の取組の成果や課題を十分に検証しな

がら、校区の実態、幼児・児童生徒の生活や人権意識、人権に関する問題など、園（所）・学校の人権に関わる教育課題を明らかにし、人権教育を教育目標に正しく位置づけて施策を推進します。

- ・子どもたちの自己実現につながる学びの実現に向けて、個別指導を充実するとともに、子どもの能力や個性、興味や関心などに対応した授業の創造、授業改革に積極的に取り組みます。その際、幼児・児童生徒の実態や課題、とりわけ学力と生活習慣や自尊感情との相関関係など、その要因や背景を的確に捉えていきます。
- ・すべての子どもたちが、自らの存在や立場を自覚し、その能力や個性を伸ばしながら自己実現を図っていく力を育んでいく教育実践が適正に実現されるよう、保護者との結びつきや市内の園(所)・小・中・高等学校・特別支援学校間等の連携を強化します。
- ・出身や性別、いじめ、不登校、不就学などさまざまな理由で教育を受ける機会を奪われることなく、すべての子どもたちの教育を受ける権利を保障し、学力向上や進路を保障し、自己実現を支援します。

②家庭

- ・家庭において、子どもの人権が損なわれることのないよう、また、子どもがあらゆる人権問題に関する関心や認識を高めるとともに、人権意識の高揚を図れるよう支援します。

③地域

- ・近年、住民学習の参加者の固定化や減少傾向が見られるため、学習体制の見直しを図り、住民学習を充実させます。
- ・住民学習など地域での研修等において、参加体験型学習^{*12}やフィールドワーク等に継続して取り組むとともに、取り上げるテーマや実施形態等の多様化を図ります。

*12【参加体験型学習】

参加者が互いに学び合いながら、様々な気づきや発見をする学習のこと。

- ・豊かな人間関係づくりと地域活動の活性化を目的として、市民主体の各地区人権・同和教育推進協議会の活動を支援します。
- ・各種関係機関のネットワークを構築し、教育・啓発活動の活性化を図ります。

④ 広報や情報提供の充実

- ・さまざまなメディアを活用する等、積極的な広報や情報提供に努め、市民の理解と親しみの持てる人権施策を推進します。

⑤ 相談体制の充実

- ・市民の相談、苦情や要望、提案等に、適切な対応がとれるよう、各種窓口業務間で連絡・調整を図ります。
- ・各種相談窓口を相互につなぐセンターとして、総合隣保館の機能を充実させます。
- ・相談内容については、個人情報の取扱い等に細心の注意を払い、関係機関で共有し、今後の取組に反映させます。

⑥ 人権侵犯事件（事象）対応に向けた体制の充実

- ・人権侵犯事件（事象）が発生した場合の対応力を強化するため、「人権侵犯事件処理規則」を見直すとともに、人権侵害を救済するための「人権委員会（仮称）」の設置を検討します。
- ・インターネット上における差別書き込みの実態を把握するため、悪質な書き込みに対する調査の実施等について検討します。

⑦ すべての市職員及び教職員への取組

- ・すべての市職員及び教職員の人権に関する意識の高揚を図り、差別のない三木市をつくるため、あらゆる人権課題をテーマとした研修に努めます。
- ・すべての市職員及び教職員が、人権尊重を主眼に置き、個

人情報の取扱い等に細心の注意を払い、一人一人のニーズや事情に応じた対応ができるよう研修に努めます。

- ・人権に関する各種研究集会等への積極的な参加を促進します。

(3) 人権尊重のまちづくりの展開

①人権擁護活動の定着・普及

- ・行政の対策に加えて、地域コミュニティに根ざした人権擁護活動の定着、普及に努めます。

②団体・グループ等の育成

- ・三木市人権・同和教育協議会をはじめ、人権尊重のまちづくりにかかわる各種市民組織、NPO^{*13}、NGO^{*14} 団体、人権教育団体、ボランティアグループ等を育成し、それらの活動を積極的に支援するとともに団体間のネットワークづくりに取り組みます。

^{*13}【NPO】

自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人。

^{*14}【NGO】

非政府組織。政府間の協定によらずに創立された民間の国際協力機構。

③団体・グループ等への啓発

- ・福祉、環境、消費生活、文化、芸術、国際交流等を中心として、すでに地域で活動をしている団体、グループ等に対して、リーダー講習会や交流会等を実施することにより、それぞれの活動の中で人権課題との関連づけがなされるよう働きかけます。

④人権教育総合推進事業の推進

- ・市内各地域における人権教育の進展をとおした、人権に関する課題の解決と、共に生きる人権尊重の明るいまちづくり・社会づくりを進めるため、教育事業、人権リーダー育成事業、人権教育団体活動助成事業を推進します。

⑤三木市人権・同和教育協議会の活性化

- ・三木市人権・同和教育協議会の活性化に努め、市民主体の人権教育・啓発の取組を進めます。

第2章 三木市における人権問題の現状と課題

1 部落差別にかかわる人権

—現在もなお存在する課題として—

【現状と課題】

昭和40（1965）年の「同和対策審議会答申」及び昭和44（1969）年の「同和対策事業特別措置法」以後、33年にわたって実施されてきた同和対策事業は平成14（2002）年3月の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効をもって終了し、一般対策へ移行しました。

その後15年を経て、平成28（2016）年12月「部落差別解消推進法」が施行されました。この法律は「現在もなお部落差別が存在する」との認識を示した上で、「全ての国民に基本的人権の享有を保障する憲法の理念に則り、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」と規定しました。

県においては、一般対策に移行後も「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」に基づき、同和問題をはじめとするあらゆる人権課題の解決をめざして、家庭や学校等、地域、職場などあらゆる場における教育及び啓発が進められてきました。

本市においても、一般対策に移行後、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努めるとともに、「人権尊重のまちづくり条例」において、同和問題を人権にかかわる重要課題の一つとして取り上げ、総合的な人権施策推進の一環として、同和問題の早期解決をめざした取組を展開してきました。こう

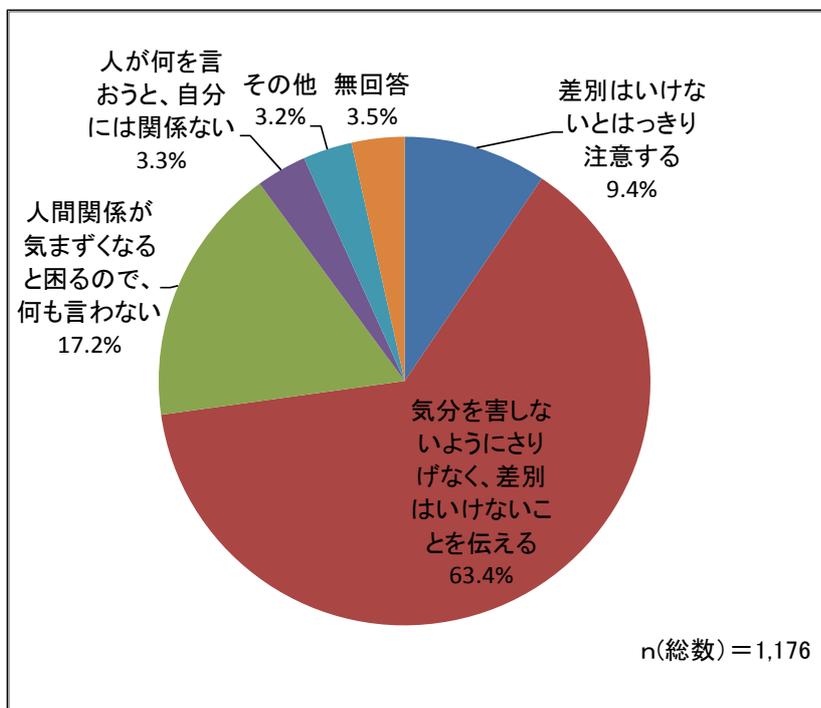
した取組の結果、市民の人権及び人権教育・啓発に関する理解と認識は徐々に高まり、市民主体の活動も広がりつつあります。

これは意識実態調査の結果から、差別的な言動への対応として、差別的な言動を傍観したり、容認したりする人たちが少数派となっていることから明らかです（図3）。しかしながら、「たとえば、あなたが結婚しようとする相手に対象地域の人だとわかった場合、あなたはどうされますか」という設問に対して、「結婚しない」または「わからない」といった回答が今なお多く見られることから、部落差別をなくしていくための教育・啓発の課題は大きいといえます（図4）。

今後も、相談体制の充実や同和問題に関する教育・啓発を推進し、同和問題の早期解決をめざした重点的取組が必要となっています。

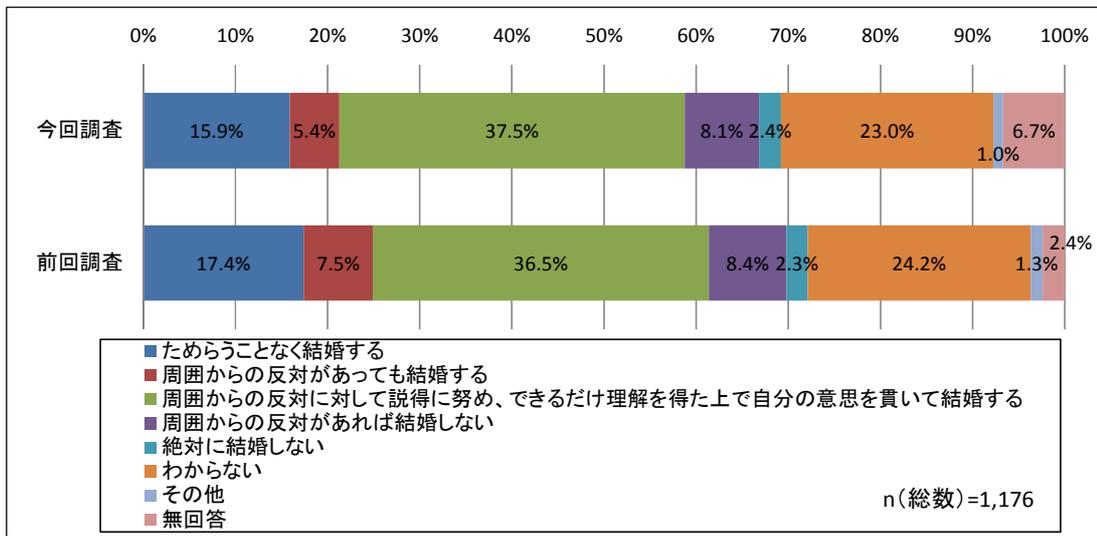
【図3】 差別的な言動への対応

■あなたは、目の前で、知人が他の人を差別するような言動をとった時、どうしますか。



【図 4】結婚に対する意識（当事者）

■たとえば、あなたが結婚しようとする相手が対象地域の人だとわかった場合、あなたは
どうされますか。（既婚の場合は、未婚と仮定してお答えください。）



【今後のあり方】

「部落差別解消推進法」には「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」と明記されており、また、意識実態調査においても、結婚問題やインターネット上での差別書き込み等を中心に現在もなお部落差別が存在していることが明らかになっています。

本市では部落差別の現状や、部落差別は許されないことであるということを知りやすく伝えるなど、部落差別の解消を基軸に据え、すべての人の基本的人権を尊重していくための政策課題を明確にしていきます。また、就学前・学校・社会教育及び人権啓発の各分野における同和教育の重要性を踏まえた上で、新たに工夫・改善を加えた人権教育・啓発の取組を進めます。

(1) 人権教育・啓発の推進

① 学校等

・「特別の教科 道徳」や「総合的な学習」等の指導の中でも

いじめをなくす、部落差別を解消するなどの課題を設定し、人権の視点（目標）を明記するとともに、指定教材を定めて学校において人権・同和教育を推進します。また、人権教育資料や地域教材を積極的に活用し、子どもたちが実感をもって学べる人権・同和学习を行います。

- ・ 幼児・児童生徒の保護者を対象とした人権学習会を積極的に行うとともに、園（所）・学校行事においても人権・同和教育に結びつく内容となるよう工夫します。
- ・ インターネットが持つ問題点や危険性を十分理解し、部落差別をはじめ様々な人権侵害について正しい情報を得て、適切に判断できる力を育むため、情報モラル教育を推進します。

② 職場

- ・ 三木市人権・同和教育協議会企業部会を中心に職場内において学習者を学びの主体に据えた研修を推進します。

(2) 人権行政・施策の推進

① 総合隣保館の機能強化

- ・ 全庁を挙げて、人権・同和教育、人権行政・施策推進に取り組みます。
- ・ 人権と共生のまちづくりによる人権文化の創造に向けた施策展開を図るため、総合隣保館を人権施策の中核施設と位置づけ、人権・同和教育、人権行政・施策推進の総合調整を行う拠点としての機能を強化します。
- ・ 各種相談窓口を相互につなぐセンターとして、総合隣保館の機能を充実させます。
- ・ 人権問題にかかわるイベント、フォーラムの企画・実施や地域学習活動、文化活動等の支援など人権・同和教育及び啓発推進機能を強化します。

- ・総合相談機能、地域福祉対策及び就労支援事業などを強化します。

② 学校等

- ・人権・同和教育を充実させるなど、あらゆる人権教育に取り組めます。
- ・社会の不均衡が差別的な形で若年層に降りかからないよう学校・企業・行政の連携を図り、進路保障に努めます。

③ 地域

- ・一般対策の中で実施されるべき施策については、住宅、道路、市街地整備、介護、福祉、就労、高齢者支援、保育や子育て、青少年育成等の分野ごとに各々の実情を踏まえ、必要な事業を把握し、それらについて効果的かつ計画的に実施します。
- ・これまでのまちづくりをとおして培われてきた住民参加方式の経験と方法を人権尊重のまちづくりに活かすよう、同和問題に関わってきた人たちの知恵や活動に学びます。
- ・公民館や各種団体、各地区人権・同和教育推進協議会やまちづくり協議会などに対して、学習者を学びの主体に据えた研修を積極的に取り入れるよう働きかけます。
- ・インターネット上に氾濫する情報をうのみにせず、情報を読み解く力を身につけるための研修に取り組めます。

④ 相談体制の充実・強化

- ・差別落書、差別発言、インターネット上での差別書き込みやプライバシー侵害などの差別事象について、人権課題に精通した「人権問題相談専門員（仮称）」の配置を検討し、相談体制の整備・充実に努めます。

(3) 人権尊重のまちづくりの展開

① 総合隣保館と社会教育施設の充実

- ・総合隣保館は、その設置の趣旨^{*1}を踏まえ、人権尊重のま

*1【総合隣保館設置の趣旨】

基本的人権尊重の精神に基づき市民の社会的、経済的、文化的生活の向上と福祉の増進を図り、同和問題の速やかな解決に資するため総合隣保館を設置する。（三木市立総合隣保館条例第1条より抜粋）

ちづくりのための中核施設として、各地域と連携を図りながら人権・同和問題の解決に努めます。

- ・ 公民館を地域における人権尊重のまちづくりの拠点として三木市人権・同和教育協議会と連携を図りながら人権教育・啓発の推進を図ります。
- ・ 総合隣保館は人権尊重のまちづくりに携わる団体等の活動を支援するとともに、それらの団体間の交流及び連携を図ります。

②園(所)・学校間の連携、地域との連携体制の充実・強化

- ・ 不登校・引きこもり・いじめや中途退学等の原因とその背景を把握するため、園(所)・小・中・高等学校・特別支援学校間の連携に加え、地域との連携体制を充実・強化します。
- ・ これまで培われてきた教育事業の内容や手法を継承しつつ対象を校区全体に拡大するなど、すべての幼児・児童生徒が部落差別をはじめ、さまざまな人権課題を学べるよう工夫します。

③部落史を研究する団体の育成・支援

- ・ 部落差別の歴史を深く学ぶことにより、身近な社会生活の中にある不合理な慣行や因習をなくす気風を高めるとともに、地域に根ざした伝統文化の掘り起こしとその学習教材化を進めるため研究団体の活動を支援します。

2 女性の人権

—ジェンダー^{*1}を超えて男女が共に活躍する社会へ—

【現状と課題】

国においては、昭和 60（1985）年に「女子差別撤廃条約」を批准し「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」を公布（昭和 61（1986）年施行・平成 9（1997）年改正）、平成 11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」（第 2 条）と定義し、その実現に向けて平成 12

（2000）年に第 1 次、平成 17（2005）年に第 2 次、平成 22（2010）年には「第 3 次男女共同参画基本計画」を策定し、その実現に向けてさまざまな施策を推進してきました。

しかしながら、いまだ職場や政治（政策決定）の場等における女性の能力発揮のための環境整備や意識改革は十分ではなく、ジェンダーギャップ指数等女性関連データを世界各国と比較しても、日本の女性の社会的地位は依然として低い水準に留まっています（図 5）。

そのため、国は平成 27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を成立し、女性の活躍推進を加速するため「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

県では、これらの動向を踏まえ、平成 13（2001）年に「ひょうご男女共同参画プラン 21」を策定し、平成 14（2002）年には「男女共同参画社会づくり条例」を制定。平成 23

（2011）年には「新ひょうご男女共同参画プラン 21」を策

* 1【ジェンダー】

身体の特徴など生来の性別の違いではなく、社会的、文化的につくられた性差のこと。「男は仕事、女は家事育児」といった「男はこうあるべきだ」「女はこうあるべきだ」とする性別による役割分担も含まれる。

定し、平成 28（2016）年には「女性活躍推進法」を踏まえた「ひょうご男女いきいきプラン 2020（第 3 次兵庫県男女共同参画計画）」を策定しています。

【図 5】ジェンダーギャップ指数（2017 年）

主な国の順位

順位	国名	値	順位	国名	値
1	アイスランド	0.878	16	カナダ	0.769
2	ノルウェー	0.830	⋮		
3	フィンランド	0.823	49	アメリカ	0.718
4	ルワンダ	0.822	⋮		
5	スウェーデン	0.816	71	ロシア	0.696
6	ニカラグア	0.814	⋮		
7	スロベニア	0.805	82	イタリア	0.692
8	アイルランド	0.794	⋮		
9	ニュージーランド	0.791	100	中国	0.674
10	フィリピン	0.790	⋮		
11	フランス	0.778	114	日本	0.657
12	ドイツ	0.778	⋮		
⋮			118	韓国	0.650
15	英国	0.770			

（出典：内閣府男女共同参画局広報誌「共同参画」2018年1月号より）

本市においては、平成 14（2002）年に「三木市女性センター」を開設（平成 18（2006）年に「三木市男女共同参画センター」と名称変更）し、平成 16（2004）年に「三木市男女共同参画プラン」を策定しました。その後 7 年ごとにプランを見直し改正しながら、性別を問わずすべての人々の平等と自立をめざして人権尊重の視点に立ったさまざまな施策に取り組んできました。

このたび、平成 30（2018）年度からの 7 年間を目標とした「男女共同参画プラン」を策定するにあたって実施した意識実態調査（「三木市男女共同参画に関する市民意識調査」）の結果では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、前回調査（平成 22（2010）年）に比べると「賛成である」との意向の回答が減少しているものの、子育て中の世代に「反対」と答える人が多く、高齢者に「賛成」と答える人が多いなど、年齢によって固定的な性別役割分担

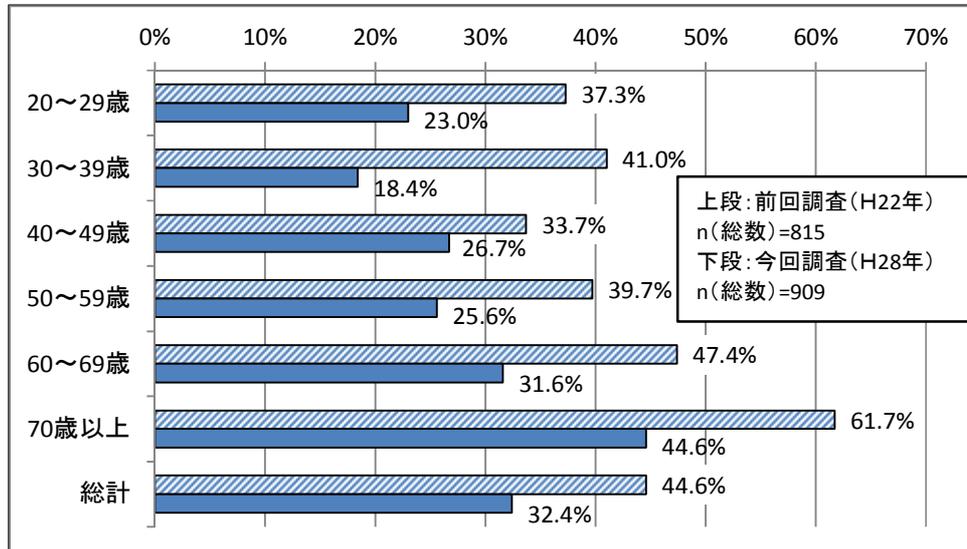
***2【固定的な性別役割分担意識】**

「男は仕事、女は家庭」というふうに、性別によって固定的に役割を分ける考え方のこと。この考え方は個人の生き方を性によって狭めるものとして問題視され、女性問題解決のための課題とされている。

意識^{*2}に違いが見られます（図6）。

【図6】 固定的な性別役割分担意識（前回調査との比較）

■ 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである（肯定的な回答の率）



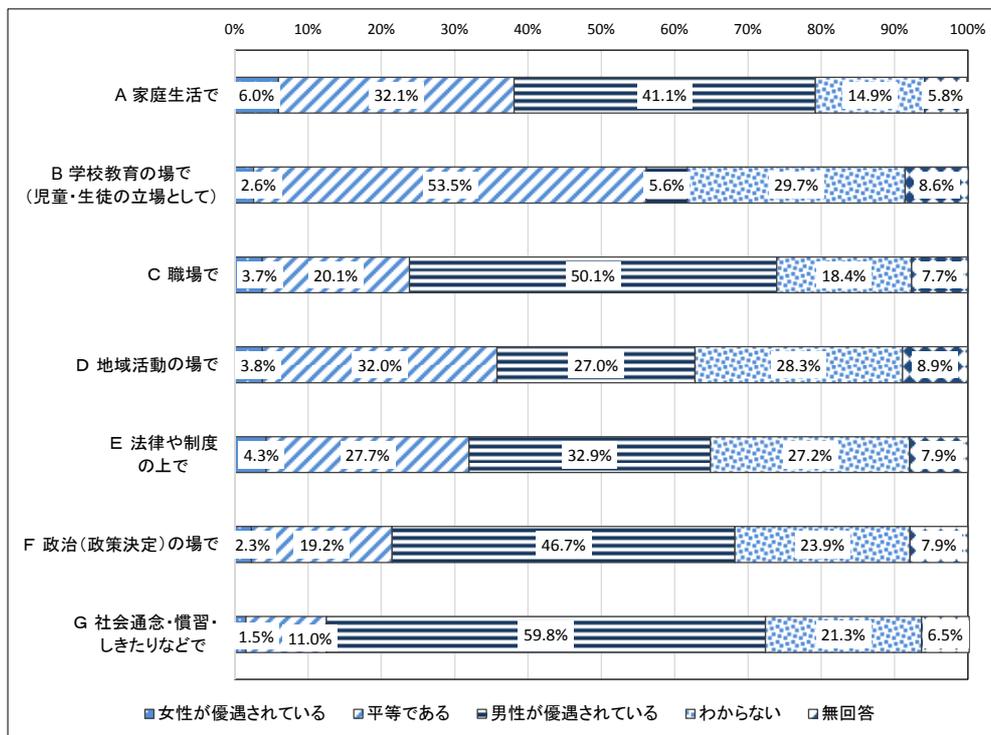
また、社会における現在の男女の地位についての問い（図7-a）では、前回調査（図7-b）に比べると「男性が優遇されている」との回答がやや減少しており、男女の平等意識に広がりが見られるものの、「社会通念・慣習・しきたりなどで」「職場で」「政治(政策決定)の場で」において約半数が「男性が優遇されている」と回答しています。

また、「意識実態調査」において「女性の人権」について聞いた設問では「少なくとも子どもが小さいうちは、母親は仕事を持たずに育児に専念するのが望ましい」という項目に対して肯定的な意見が54.5%、（図8-a）「女性は結婚したら、自分自身のことより、夫や子どもなど家族を中心に考えて生活する方が良い」という項目に対して肯定的な意見が37.0%（図8-b）という結果となっています。

これらの結果から固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることが伺え、女性が自らの意思で生き方を選択し活躍し続けることを妨げる要因ともなっています。

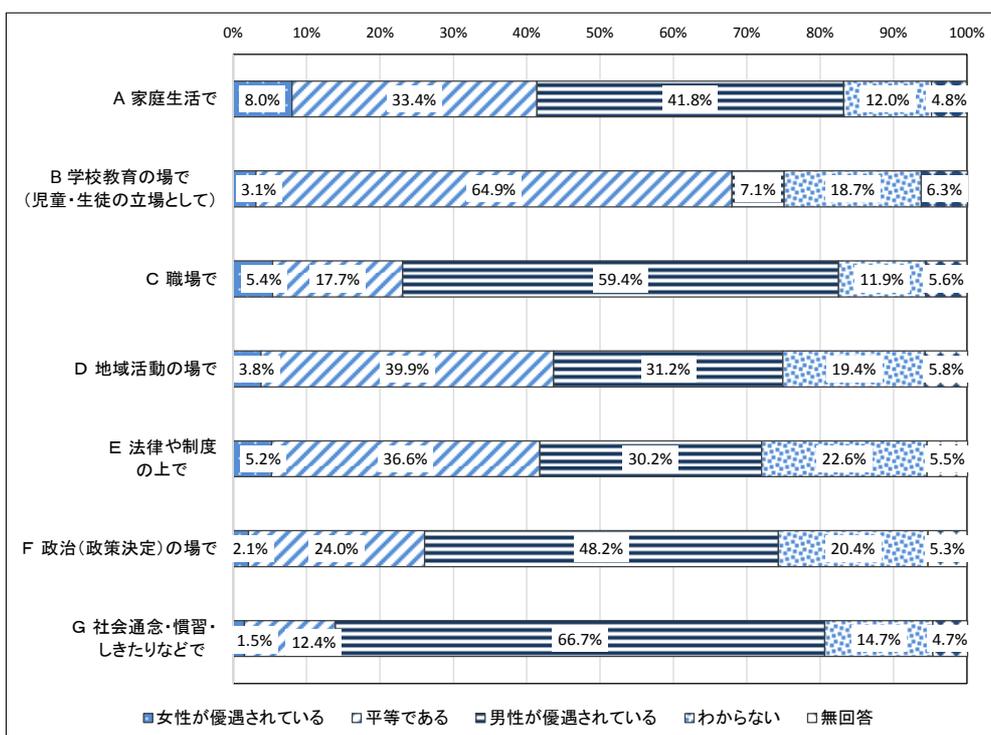
【図 7-a】 社会における現在の男女の地位（前回調査との比較）

■現在の日本社会は、どの程度、男女が平等になっていると思いますか。
（平成 28〔2016〕年度調査）



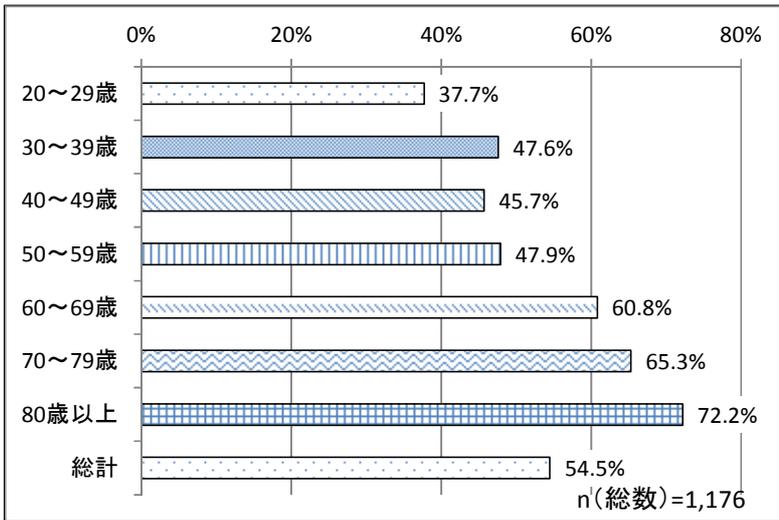
【図 7-b】

■現在の日本社会は、どの程度、男女が平等になっていると思いますか。
（平成 22〔2010〕年度調査）



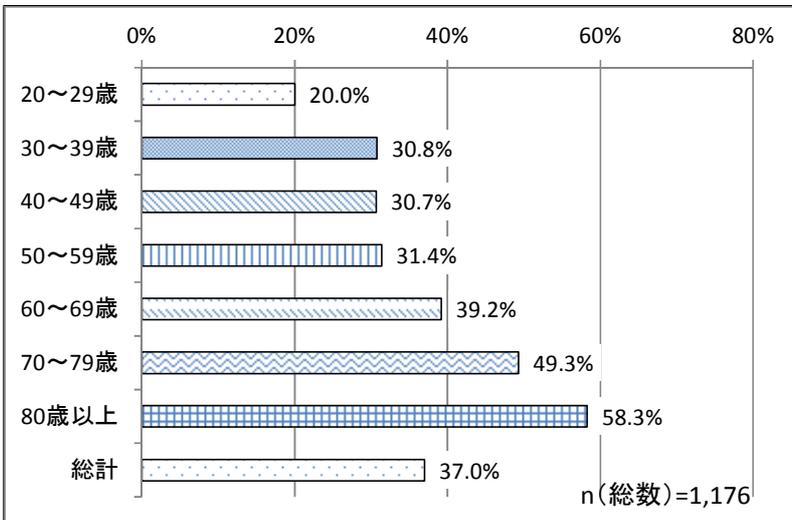
【図 8 -a】 女性の人権について

■ 少なくとも子どもが小さいうちは、母親は仕事を持たず育児に専念するのが望ましい(肯定的な回答の率)



【図 8 -b】

■ 女性は結婚したら、自分自身のことより、夫や子どもなど家族を中心に考えて生活する方がよい(肯定的な回答の率)



*3【DV】

ドメスティック・バイオレンス (domestic violence)の略。配偶者やパートナーなど親しい関係の者に対して向けられる暴力(身体的暴力だけでなく、心理的暴力、経済的暴力、性的暴力も含む)のこと。

*4【マタニティ・ハラスメント】

働く女性が妊娠・出産を理由に解雇や雇止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的ないじめやいやがらせのこと。

また、DV^{*3}やセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント^{*4}など女性に対する人権問題も生じています。

本市においても人口減少が進み、少子高齢化に歯止めがかからず、社会経済情勢も変化し、人々の生き方が多様化する中で、今後ますます、ジェンダーを超えて男女がともに活躍

する社会づくりが重要課題となっています。

【今後のあり方】

男女を問わず、「男は仕事、女は家事・育児をすべきである」といった従来の固定的性別役割分担意識を解消することにより、男女が対等の立場に立ってそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、協力しながら活躍できる社会を実現するため、家庭、地域、職場などで学習活動や啓発を積極的に推進します。

また、「男女共同参画社会基本法」「女性活躍推進法」及び「次世代育成支援対策推進法」の趣旨や意識実態調査の結果を踏まえて施策を推進します。

男女共同参画社会を実現するためには、総合的な施策の展開が必要であることから、あらゆる分野で男女共同参画にかかる個別課題の解決に向けて取り組むとともに、男女共同参画の範となるよう市が率先して、男女が共に活躍する職場づくりを推進します。

（１）人権教育・啓発の推進

①学校等

- ・教育活動全体を通じ、個人の尊厳、男女の平等と相互協力についての学習をさらに充実させるとともに指導に努めます。
- ・デートDV^{*5}等防止のため教育・啓発に努めます。

②職場

- ・長時間労働が、男女の職業生活と家庭・地域生活の両立を妨げている大きな要因であることから、事業主に対し労働時間短縮の啓発を行います。
- ・講座及び研修により、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」及び「女性活躍推進法」に関する啓発に努めます。

*5【デートDV】

交際中の恋人などから受ける暴力。殴る蹴るなどの身体的暴力のほか、交友関係を細かく監視すること（心理的攻撃）や性行為を強要すること（性的強要）なども含まれる。

(2) 人権行政・施策の推進

① 学校等

- ・男女平等についての指導と個性や能力を生かした教育を推進します。
- ・教職員等が意欲的に職務に取り組むことができるハラスメント等のない職場環境を構築します。

② 地域

- ・自治会等に女性役員登用への働きかけを促進します。
- ・地域活動において、男女が共に参画できるような情報や学習機会を提供します。
- ・あらゆる分野のあらゆる場で、女性が政策決定できる場面に参画するような仕組みを構築します。
- ・固定的性別役割分担意識や性差別の要因となる昔からの固定観念及び古い慣習などの払拭や意識改革に向けた学習の機会を提供します。

③ 職場

- ・あらゆる職種において関係機関と協力し、採用、昇進、給料、待遇、就業の継続、管理職の登用等の男女平等の普及を促進します。
- ・女性の職業能力向上に向けて支援します。
- ・農業や商工業等の自営業における女性の能力開発を支援するとともに参画を促進し、女性がいきいきと働ける環境整備を推進します。

④ 女性が安全に安心して暮らせる環境づくり

- ・性犯罪^{*6}、買春、DV、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、ストーカー行為^{*7}などの肉体的、性的、心理的なあらゆる暴力から女性を守るために、関係機関と民間団体等が連携を密にし、人権啓発に努めるとともに相談・支援等の充実を図ります。

^{*6}【性犯罪の法改正について(2017年7月)】

性犯罪についての法改正は、明治以降110年ぶり。強姦罪を「強制性交等罪」と改めた上で、法定刑の下限を懲役3年から懲役5年に引き上げるなど厳罰化する内容。これまでは罪に問う場合に被害者の告訴が必要な「親告罪」であったが、被害者の精神的な負担軽減のため告訴を不要にした。また、親による家庭内の性的虐待などを想定した処罰規定も新設された。

^{*7}【ストーカー行為】

一方的に相手に恋愛感情や関心を抱き、相手もまた自分に愛情や関心を抱いている(抱くようになるはずだ)と病的に思いこみ、執拗に相手をつけ回し迷惑や攻撃や被害を与える行為をいう。心理的、身体的な被害を受けるなど、身近な人権侵害としての対応が求められている。

- ・女性の視点を踏まえた防災計画を策定し、市民へ周知します。また、災害時におけるDVや性暴力被害を防止するための支援体制を整えます。

⑤男女共同参画センター機能の充実

- ・男女共同参画社会を実現するための拠点施設として、図書、資料、講座、交流、情報提供等の充実と強化を図ります。
- ・女性に関するあらゆるニーズに対応するため、関係機関と連携し、相談体制を充実させます。
- ・就労や起業に関する支援の充実を図ります。
- ・男性の家事・育児・介護への参画の促進を図ります。

(3) 人権尊重のまちづくりの展開

①男女共同参画社会に向けた市民参画の促進

- ・女性があらゆる場で活躍していくために、様々な知識や経験を持つ市民の参画を促進し、男女共同参画社会の実現に向けた事業の企画・運営を市民自ら行っていく体制を推進します。

②男女共同参画社会をめざした市民グループの育成

- ・男女共同参画に取り組む団体・グループづくりを支援し、既存の団体・グループの力量アップやグループ間の交流を促進します。

3 子どもの人権

—生きる力が育つように、発揮できるように—

【現状と課題】

平成 6（1994）年に批准された「児童の権利条約」では、すべての子どもに無差別平等の権利を保障しています。

近年、核家族化や地域のつながりが希薄になってきたことによって、子育てしにくい社会になり、児童虐待が社会問題化したことを受け、国においては、「児童虐待防止法」（平成 12（2000）年制定、平成 16（2004）年、20（2008）年改正）や「児童福祉法」（昭和 22（1947）年制定、平成 16（2004）年、20（2008）年、21（2009）年改正）を制定・改正し、子どもの健やかな成長と幸せを保障するとともに子どもを虐待から守ることを目的に法的整備を進めてきました。

平成 25（2013）年には、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから「いじめ防止対策推進法」を定めました。また、同年、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を定めました。

県では、平成 27（2015）年に策定した「ひょうご子ども・子育て未来プラン」に基づき、子育てや児童の虐待、子どもの非行等に関して相談や支援機能の充実に努めるとともに、家庭、学校、地域、関係団体等の連携による青少年の健全な育成や地域活動への参加を促進するほか、貧困家庭の子どものために学習支援、生活支援などの施策を推進するなど、「子ども・子育て支援新制度」に沿った総合的な対応を行っています。さらに「いじめ防止対策推進法」を踏まえ平成 26 年に定めた「兵庫県いじめ防止基本方針」に基づき、県民総が

かりでいじめに対峙する上で基本的な方向を明示するとともに、教職員の資質向上を図り、家庭や地域、関係機関等と連携協力しいじめの未然防止、早期発見、早期対応のための取組を進めています。

そのような中で、本市においては、子どもや子育て家庭を支援する取組として、平成 18（2006）年に教育を保障するため「給付型教育委員会奨学金制度」が導入されました。また、国の「子ども・子育て支援新制度」*1の目的や意義を踏まえ、平成 27（2015）年度に「三木市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育の量的な確保のほか、地域や家庭での子育てを支援する事業の実施や児童虐待の防止、子どもを犯罪等の被害から守るための活動など、総合的な施策を実施しています。

意識実態調査では、「携帯電話やパソコンなどを使った SNS での仲間はずしは問題だ」という意見が 87.1%（図 9-a）と、近年増加しているインターネットによるいじめ等に対する意識が高い傾向がみられる一方で、「保護者がしつけのために、子どもに体罰を加えてもかまわない」という意見が 26.3%（図 9-b）、「教師が指導のために、児童・生徒に体罰を加えることはやむを得ない」という意見が 31.3%（図 9-c）という結果が出ており、市民の約 3 割が子どもへの体罰をやむを得ないものと考えていることがわかりました。

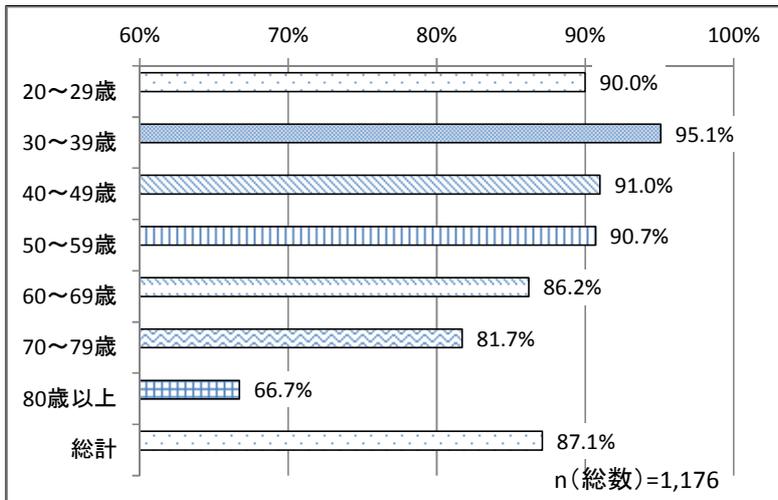
そのような中、社会全体の宝である子どもが、「いじめ」によって成長を妨げられ命まで奪われることのないよう、平成 25（2013）年「三木市子どものいじめ防止に関する条例」を制定するとともに「三木市子どもいじめ防止センター」を設置し、いじめを防止するとともに、いじめを許さないまちづくりに努めています。

***1【子ども・子育て支援新制度】**

平成 24（2012）年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のこと。「認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設」や「地域の実情に応じた子ども・子育て支援」などが主なポイントとしてあげられている

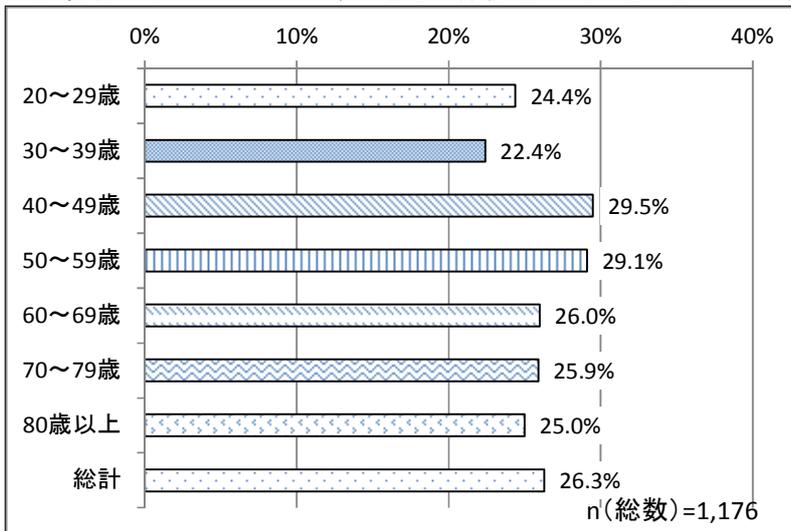
【図 9 -a】 子どもの人権について

■ 携帯電話やパソコンなどを使った SNS での仲間はずしは問題だ(肯定的な回答の率)



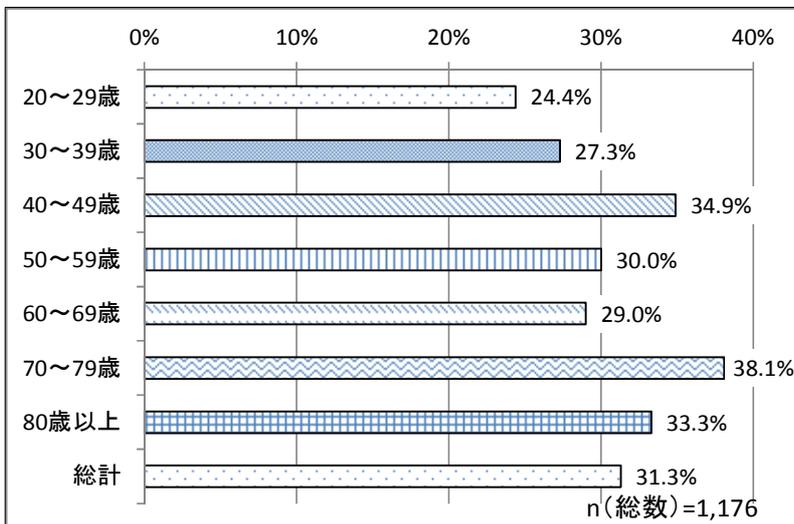
【図 9 -b】

■ 保護者がしつげのために、子どもに体罰を加えてもかまわない(肯定的な回答の率)



【図 9 -c】

■ 教師が指導のために、児童・生徒に体罰を加えることはやむを得ない(肯定的な回答の率)



しかしながら、社会全体として少子高齢化が急速に進行するとともに、ライフスタイルの変化などにより、子どもが育まれる家庭や地域環境が大きく変化してきました。そのことにより、いじめ、不登校、ひきこもり、非行その他の問題行動、親による児童虐待や子育ての放棄など多くの深刻な問題が生じており、次代を担う子どもが健やかに育まれるような環境づくりや心の教育の推進が緊急の課題となっています。

【今後のあり方】

子どもは、とりわけ社会的存在としてこれからの社会を担っていく礎としての意義が大きく、また、未来社会の維持・発展に大きく寄与する存在であるため、行政はもとより、家庭や地域、学校、企業等が、それぞれの責任を自覚し、子どもを健やかに育てるための環境づくりが必要です。

そのため、地域をはじめ関係機関との連携を強化し、子どもの貧困対策やいじめをなくすための総合的な施策を推進するとともに、子どもの虐待の予防・救済体制の整備に努める等、子どもの人権を守るためのあらゆる施策を展開します。

(1) 人権教育・啓発の推進

① 学校等

- ・園（所）・学校では、全保育・教育活動を通じて、乳幼児・児童生徒の人権意識の高揚と定着を図ります。
- ・障害、多文化、多様な性のあり方等について理解できるよう、園（所）・学校での教育・啓発活動を推進します。
- ・多様性を尊重しながら健やかな心身を育む教育を推進します。
- ・主体的に自分の進路を選択できるようキャリア教育^{*2}の充実を図ります。
- ・インターネットが持つ問題点や危険性を十分理解し、正し

***2【キャリア教育】**
児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育。

い情報を得て、適切な判断ができる力を育むため、情報モラル教育を推進します。

②職場

- ・子どもが親と家庭で過ごす時間を増やすため、職業生活と家庭・地域生活との両立に配慮した企業等の先進的な取組事例を紹介するとともに、育児休業制度、フレックスタイム制度^{*3}や在宅勤務等、多様な働き方、ワーク・ライフ・バランス等について啓発します。

***3【フレックスタイム制度】**

労使協定で定めた最大で1か月以内の期間内の総労働時間をあらかじめ決めておいて、その期間内での各日の労働時間を労働者が決められる制度のこと。

(2) 人権行政・施策の推進

①学校等

- ・園（所）・学校において乳幼児・児童生徒の発達段階に応じた体系的な人権教育の課題を設定するとともに、それに
応じた教員の研修を実施し、指導力の向上に努めます。
- ・認定こども園、保育所、幼稚園においては、家庭や地域と連携し、子どもが安全に安心して、心身ともに健やかに生活できる環境づくりに努め、人に対する愛情と信頼感、みんなで支え合う心を育てるとともに、自主、協調の態度や社会性の芽生えを培う就学前教育・保育に取り組みます。
- ・いじめ、不登校、問題行動等の未然防止に向けた自尊感情の育成や命の大切さを実感させる教育活動を推進します。
- ・いじめの未然防止と積極的な認知、早期発見、早期対応に向けた組織的な指導・相談体制の充実を図ります。
- ・児童生徒の不登校や問題行動等に対し、背景にある多様化、複雑化した課題解決や組織的な対応に向けた指導体制の確立と、家庭・地域・関係機関等との積極的な連携を図ります。
- ・障がいのある子ども、外国にルーツをもつ子ども、性的少数者、家庭でのあり方等について、一人一人の子どもの事情や背景を踏まえた教育的二一ズを把握し、生活や学習上

の課題に応じ、適切に対応します。

- ・地域とともに子どもを育むため「地域とともにある学校」をめざすとともに様々な媒体を通じ、積極的に情報を発信します。
- ・教職員等の人権感覚を磨き、一人一人を大切にした学級づくりや人権課題の解決に積極的に取り組む態度の向上を図るため、キャリアステージに応じた専門性と実践的指導力等の向上に向けた取組を充実させます。

②地域

- ・地域で安心して子育てができる環境をつくるため、子育て中の保護者を対象に、親子の交流を促進する子育てキャラバンの実施や地域住民同士の助け合いで実施するファミリーサポートセンター事業等の普及や啓発を行います。
- ・子どもたちに地域の一員としての自覚を持たせるとともに社会性や豊かな人間性を育むため、地域の人との交流活動及び共同学習の充実に努めます。
- ・民生委員・児童委員や地域の方々の協力を得て、虐待やいじめの疑いがある子どもを速やかに発見、保護できるよう関係機関、相談機関への通報方法等の広報、啓発を行います。
- ・子どもが地域で安心して生活できるよう地域の環境を整備するとともに、子育て中の保護者の意見を取り入れた地域づくりを推進します。
- ・地域の素材や人材を活用した教育活動を推進します。

③企業等

- ・自尊感情の高揚、社会的自立心の育成、社会活動への参画意識の高揚等「トライやる・ウィーク」等の趣旨を企業に周知するとともに、引き続き企業等との連携強化に努めます。

④子どもが安全に安心して暮らせる環境づくり

- ・子どもの人権が侵害されている状況を把握するための仕組みづくりと啓発に取り組みます。また、子どもの権利を侵害している環境、慣行、意識等に対して改善に向けて働きかけるなど、子どもの人権を守る体制を整備します。
- ・子どもを犯罪被害から守るため、関連機関との連携を強化し、犯罪に関する情報を共有するなど犯罪被害防止に努めます。
- ・関係機関の連携を強化し、子どもの虐待を予防するとともに救済体制を整備します。
- ・虐待をはじめとする不適切な監護・養育とならないよう的確に助言・指導できる体制を整備します。
- ・貧困の状況にある子どもが、生まれ育った環境などによる不合理な不利益を被ることのないよう、健やかに育成される環境の整備や、教育の機会均等の確保をはじめとする子どもの貧困対策を総合的に推進します。

⑤相談体制の充実・強化

- ・いじめ、不登校、引きこもり等についての相談体制を整備し、心理面のサポートや人間関係をはじめとする環境調整の継続的かつ、きめ細かな支援に取り組みます。
- ・虐待やいじめの相談窓口の周知に努め、子ども自身が安心して相談できるよう啓発します。

⑥センター機能の充実

- ・青少年を有害な環境から守るため、補導活動、有害環境浄化運動、広報・啓発活動、研修会の実施を関係機関と連携しながら実施するため「三木市青少年センター」の機能を充実させます。
- ・子どもの命と人権を守るため、「三木市子どもいじめ防止センター」と学校など関係機関が連携し、いじめの防止及

び解決を図り、いじめは絶対に許さないまちづくりを推進し、子どもが安心して生活し育つ環境をつくります。

(3) 人権尊重のまちづくりの展開

①子どもの意見を大切にしたまちづくり

- ・意見を言う権利、表現する自由、情報発信する自由など子どもの意見表明権を尊重するとともに、子どもが社会の重要な構成員であるとの認識と自覚を培っていくために、子どもの意見を大切にしたまちづくりに取り組みます。

②地域社会での体験活動の充実

- ・子どもを健やかに育むため、地域社会の中で多様な人間関係に支えられた豊富な体験活動の機会の充実に努めます。

③地域とともにある園（所）・学校づくりの推進

- ・学校、保護者、地域がより一層連携し、地域全体で子どもを育むことにより、子どもが将来育った場所で活躍できるような体制づくりを推進します。

4 高齢者の人権

—生きがいを持ちいきいきと生きるために—

【現状と課題】

平成 28（2016）年版高齢社会白書によると我が国の総人口は、平成 27（2015）年 10 月 1 日現在、1 億 2,711 万人、65 歳以上の人口は 3,392 万人であり、高齢化率^{*1}が 26.7% になりました。本市の高齢化率は全体で 32.4%、地域によっては 40%を超えており、超高齢社会を迎えています。とりわけ、後期高齢者^{*2}の割合も増加し、15.6%になっています（平成 29(2017)年 12 月末現在）。

超高齢社会を迎えて、高齢者が地域の一員として社会に参加し、尊厳のある自立した生活ができるよう、高齢者とともにすべての市民が協力し合うまちづくりが求められています。

国は、超高齢社会を前に、平成元（1989）年に「ゴールドプラン（高齢者保健福祉推進 10 か年戦略）」を策定し、平成 6（1994）年には「新ゴールドプラン」の策定と高齢対策を進めてきました。さらに、平成 9（1997）年には社会全体で連帯して高齢者を支える仕組みとして、「介護保険法」が創設され、平成 12（2000）年から実施されました。国は、平成 24（2012）年「高齢社会対策大綱」を見直し、人生 90 年時代にふさわしい、生涯現役として積極的に活躍できる地域づくりにより、尊厳ある自立した暮らしの確保を今後の施策の方針としました。

また、高齢者への虐待が深刻な状況にあることから、平成 18（2006）年に「高齢者虐待防止法」が制定されました。国は、平成 25（2013）年に認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるため、「認知症施策推進 5 か年計画（オレンジプラン）」を策定し、平成 27（2015）年には

*1 【高齢化率】

総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合。高齢化率が 7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢化社会」という。

*2 【後期高齢者】

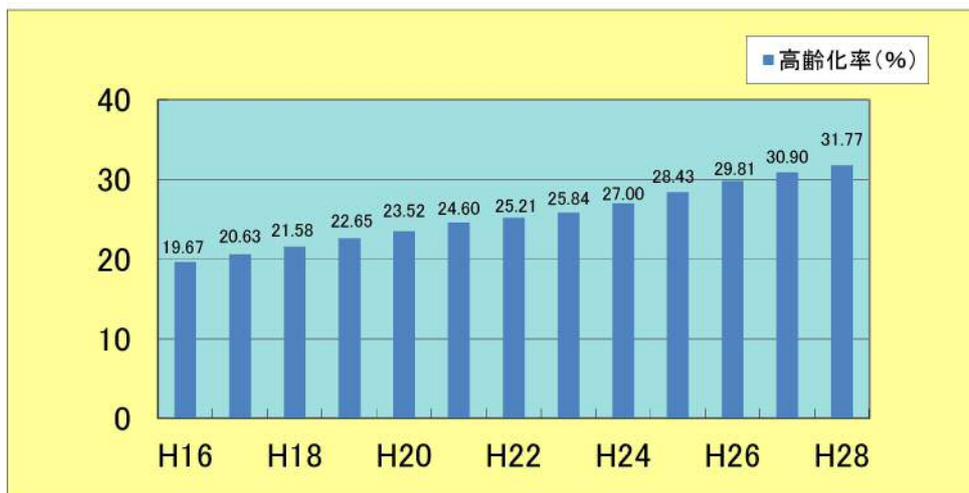
75 歳以上の高齢者のことをいう。65 歳から 74 歳の高齢者のことを「前期高齢者」という。

「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に改定、対策の一層の強化を図っています。

本市においては、平成29（2017）年に、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民の主体的参加のもと、社会福祉関係者が協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組むため「第3期三木市地域福祉計画」を策定しました。

また、平成29（2017）年度に策定した「三木市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画」は、「第6期介護保険事業計画（平成27（2015）年度から平成29（2017）年度）」の高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築の取組を引き継ぎつつ、子ども・高齢者・障がい者などすべての人が地域に暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け地域包括ケアシステムの深化・推進を目標としています。

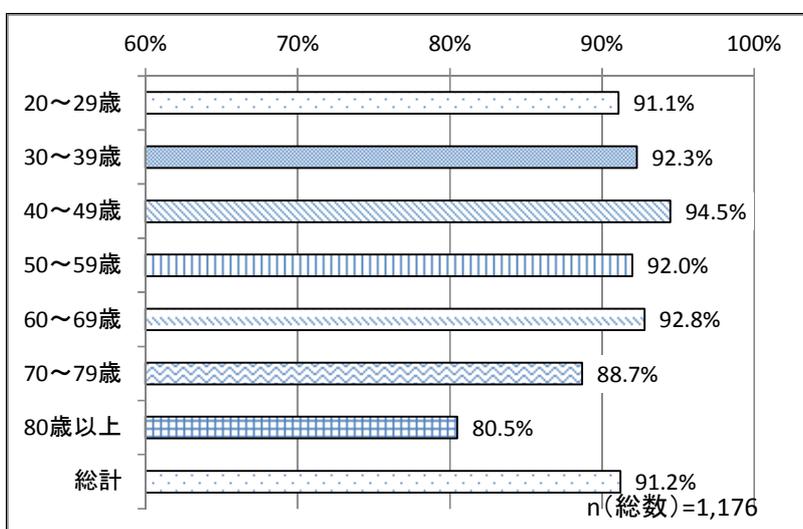
【図10 三木市の高齢化率の推移】 ※資料：三木市福祉課



意識実態調査では、「高齢者が働く場や生きがいづくりをする場を増やす必要がある」「高齢者がじゃまもの扱いされたり、意見や行動が尊重されなかったりする事はよくない」という項目に対して、肯定的な意見の方が9割程度と多くみられ、高齢者の人権を尊重する市民意識が高いことがわかりました（図 11-a、b）。

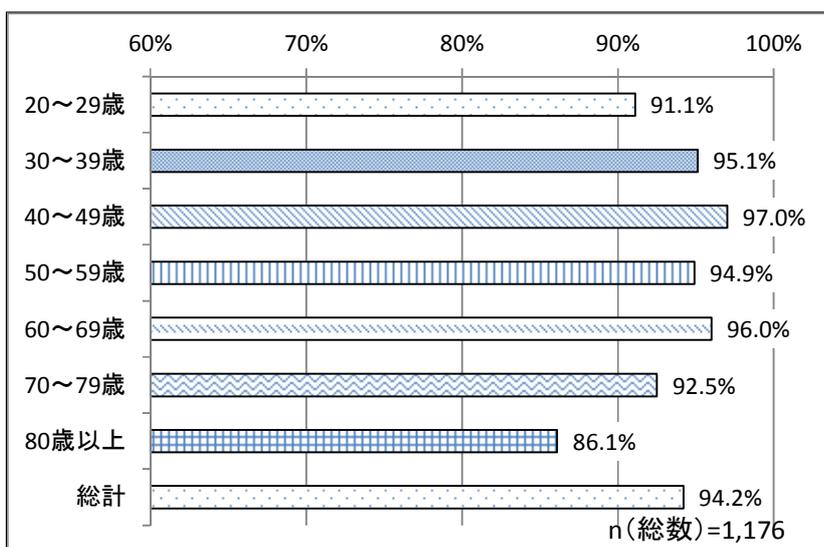
【図 11-a】 高齢者の人権について

■ 高齢者が働く場や生きがいづくりをする場を増やす必要がある（肯定的な回答の率）



【図 11-b】

■ 高齢者がじゃまもの扱いされたり、意見や行動が尊重されなかったりする事はよくない（肯定的な回答の率）



市は一人一人が豊かな人間性を維持したつながりの中で、高齢者だけでなく誰もが支え合い、生きがいを持っていきいきと生活できる地域社会づくりに努める必要があります。

超高齢社会に伴い、介護を要する高齢者、少子高齢化、未婚者の増加、共働きの増加などによる介護離職、育児と介護を同時期に行うダブルケアなどのため家族の身体的・精神的・経済的負担も増大しています。また、認知症等の高齢者も増加し、その日常生活の支援、財産管理などの問題も指摘されています。

これらの課題を解決していくためにも、医療と介護など多職種連携の連携や、多世代が主体的に参画する地域の支え合いが重要となっています。地域資源や福祉サービス等を利用して、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようにするために、自己選択、自己決定の保障、高齢者の尊厳の保持と自立生活を支援するなど、全ての人を対象とした地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築がさらに必要となっています。

【今後のあり方】

人は、人生の最期まで個人として尊重され、その人らしく自立していきいきと暮らし、他者から理解されたいという思いがあります。

介護保険制度は、高齢者が介護を必要とすることとなっても、自分の持てる力を活用して生活することを支援する「自立支援」をめざすものですが、その根底にあるものは高齢者の「人としての尊厳」を保つことです。

高齢者はもちろん、誰もが自らの生き方を自ら選択し、決定することが大切であるという考え方が保障されなければなりません。

(1) 人権教育・啓発の推進

①学校等

- ・園（所）・学校では、発達段階に応じて高齢者の今のありよう（困ることや喜びなど）やこれまで高齢者が培ってきた知識や経験（体験）などを子どもたちに伝えていきます。
- ・高齢者との共同活動や交流などの体験を通して、「顔」の見える一人一人の出会いを大切にしたい学びを推進します。
- ・認知症の人を含む高齢者への理解を深める福祉学習を推進します。

②職場

- ・介護が必要な高齢者が地域で暮らすためには、家族の協力が必要であることから、職場で介護休暇を安心して取得できるよう、企業等に対して啓発します。

(2) 人権行政・施策の推進

①学校等

- ・学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業を推進する中で、高齢者の参画を促し、地域の子どもを情緒豊かに育てることにより、高齢者のいきがいづくりに努めます。

②地域

- ・高齢者福祉・介護のサービス事業者、行政、住民が連携し、地域全体で高齢者やその家族を支えることのできる地域福祉のネットワーク構築に努めます。
- ・公共施設や民間建築物、道路、公園、住宅等のバリアフリー化を進めます。
- ・地域住民が共に支え合い、高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して心豊かに暮らしていける地域づくりを推進します。

③高齢者が安全に安心して暮らせる環境づくり

- ・高齢者の尊厳の保持と自立生活支援の目的の下、可能な限り住み慣れた地域で、その人らしく自立した暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築します。
- ・高齢者虐待は、高齢者の尊厳を著しく傷つける人権侵害であるため、「高齢者虐待防止法」に基づき、家庭内、施設内等での高齢者虐待を防止する施策を推進します。
- ・認知症に対する正しい知識と理解をもち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組みます。
- ・介護保険制度の円滑な実施と介護予防、健康づくり、生活支援の取組を一体的に進めます。
- ・高齢者の人権に配慮した自立支援を促進するため、生活困窮者支援対策の推進や成年後見制度^{*3}、権利擁護制度^{*4}の活用を図ります。

④相談体制の充実・強化

- ・高齢者の人権に配慮しながら保健、福祉、医療、介護の連携を強化し、高齢者やその家族の相談体制を充実します。

⑤地域包括支援センター^{*5}機能の充実

- ・高齢者の人権に配慮するため、相談機能を充実させるとともに、地域包括ケアシステム^{*6}の構築に向けた取組の中心として機能を充実します。

(3) 人権尊重のまちづくりの展開

①高齢者の社会参加の促進

- ・高齢者が培ってきた知識と経験を生かした社会参加と世代間交流を進めるとともに、高齢者自らが社会に貢献できる活動を推進します。

***3【成年後見制度】**

判断能力が不十分なため、財産管理や契約などの手続きが困難な人に対し、本人の行為の代理または行為を補助する人を選任する制度。

***4【権利擁護制度】**

精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の権利を守る制度。

***5【地域包括支援センター】**

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的な期間のこと。

***6【地域包括ケアシステム】**

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

- ・高齢者が健康でいきいきと暮らせるよう、就労はもとより、趣味・スポーツ活動など地域社会と連携を図りながら社会参加を促進します。
- ・高齢者にやさしいまちづくりを進めます。

②交流の場づくり

- ・地域で行っている「ふれあいサロン」や「認知症カフェ」など高齢者が交流できる場づくりとともに、さらに障害の有無を問わず多世代がふれあうなど、支え助け合いを進めるため、住民主体の地域活動を支援します。

5 障がい者の人権

—共生する社会へ—

【現状と課題】

障がい者の人権については、昭和50（1975）年、国連で「障害者の権利に関する宣言」が採択され、障がい者の人権を保障する基準として、国際的にも国内的にもその意義は高く評価されています。

そして、昭和56（1981）年の「国際障害者年」を契機として、昭和58（1983）年から平成4（1992）年までを「国連・障害者の10年」と定め、「完全参加と平等」をテーマに、障がい者がすべての人々と同等の機会や権利を享受することができるという、障がい者福祉の基本理念である「ノーマライゼーション^{*1}」の考え方が提唱されました。

国においては、昭和57（1982）年に「障害者対策に関する長期計画」を策定し、さらに、平成5（1993）年度からの10か年を見据えた「障害者対策に関する新長期計画（以下、「新長期計画」という。）を策定し、障がい者施策の基本的方向を示しました。また、同年に「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改め、平成7（1995）年には、国の障害者対策推進本部から「市町村障害者計画策定指針」が出され、「新長期計画」の具体的施策を明確にし、重点実施計画と位置づけた「障害者プラン（ノーマライゼーション7か年戦略）」を策定しました。平成14（2002）年には「障害者基本計画」を策定し、障がい者が社会構成員の一人として、社会への参加・参画ができるようにするため、社会のバリアフリー化を推進することを決定しました。平成18（2006）年には「障害者自立支援法」が施行されました。この法律が施行されたことにより、これまで障害種別ごとにされてきた公費負担、医療、福祉サービス等が共通の制度の下で一元的に提供されることになりました。平成19（2007）年「障害者権利条約」に署名し、平成26（2014）年にこの条約を批准しました。平成25（2013）年から、障がい者制度改革推進本部等にお

*1【ノーマライゼーション】

障がい者に、すべての人がもつ通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉をすすめること。高齢者も若者も、障がいのある人もない人も共に社会の一員として、同じように普通の生活を送ることができる社会こそ普通の社会であるという考え方。デンマークの知的障がい者福祉の取組から生まれた理念で、バンクミケルセンが提唱した。

ける検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とするとともに、障がい者の定義に難病等を追加し、平成 26（2014）年、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホーム^{*2}のグループホーム^{*3}への一元化などが実施されました。

また、平成 25（2013）年に全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として「障害者差別解消法」が制定され、平成 28（2016）年 4 月に施行されました。また、同時期に「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の一部を改正し、「雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）」を定めるとともに、障がい者の雇用に関する状況に鑑み、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講じました。

本市においては、これらの障がい者施策の基本的方向を踏まえ、ソーシャルインクルージョン^{*4}の理念を基調に、「障がい者の主体性、自立性の確立」や「すべての人の参加によるすべての人のための平等な社会づくり」などをめざしています。

平成 27（2015）年には、行政や関係機関、関係団体、市民がそれぞれの役割を果たしながら、力を合わせて、生きがいのあるまちづくりを進めるための指針として、「三木市障害者基本計画（第 4 期）」を策定し、障がい者の「完全参加と平等」をめざした障がい者施策を総合的、計画的に推進しています。

また、同年には、手話を言語として認識し、手話や聴覚障害に対する理解を深めることにより、全ての市民の人格と個

***2【ケアホーム】**

夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行う共同生活の場。（平成 26 年「グループホーム」に一元化）

***3【グループホーム】**

「障害者総合支援法」に基づき、主に夜間や休日に、相談や入浴、排泄、食事の介護などの日常生活上の援助を行う共同生活の場。夜間や休日に、相談や日常生活上の援助を行う共同生活の場。

***4【ソーシャルインクルージョン】**

障がい者等を社会から隔離排除するのではなく、社会の中で共に助け合って生きていこうという考え方。

性が尊重され、自分らしく豊かに暮らすことができるまちを実現することを目的とする「三木市共に生きる手話言語条例」を制定しました。

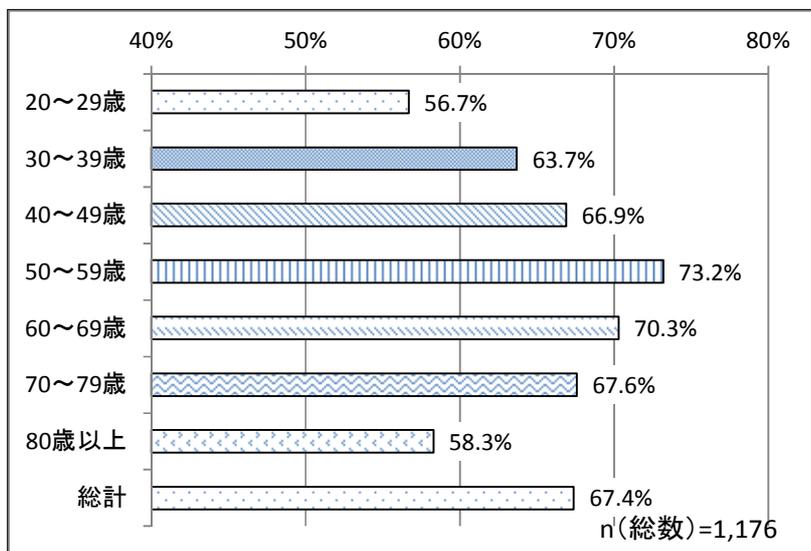
しかし、現実には、障がい者の日々の生活や社会参加、雇用の場の確保、情報の収集等において、さまざまな障壁が社会にあることは否定できません。

意識実態調査でも「障がいのある子どもも、他の子どもと一緒に授業を受けるべきである」という項目に対して、肯定的な意見が7割を下回っていました（図12）。

障がいのある人がない人と同じように一人の人間として尊重され、その権利が保障されるよう、施策を一層推進していくことが求められています。

【図12】障がいのある人の人権について

■障がいのある子どもも、他の子どもと一緒に授業を受けるべきである（肯定的な回答の率）



【今後のあり方】

すべての障がいのある人が障がいのない人と同様に、基本的人権を持つ個人として尊重され、生活が保障される権利を持っています。しかし、現実には日常生活の中で障がい者の権利が社会的障壁^{*5}によって阻害されており、これを除去するための合理的配慮^{*6}が求められています。このような考え

*5【社会的障壁】

障がいのある人を生きづらくさせている社会にある「壁」。たとえば、通行、利用しにくい施設、利用しにくい制度、障がいのある人の存在を意識していない慣習や文化、障がいのある人への偏見などその他一切のもの。

*6【合理的配慮】

障がい者から、社会生活を送るなかで「不都合を感じないよう工夫をしてほしい」と要望があったときに、負担が重すぎない範囲で必要な配慮をすること。「合理的配慮」をしないことは、障害者差別解消法で禁じられる「差別」にあたる。行政は「義務」、民間業者は「義務」ではないが、努力しなければならない。

方を踏まえ、障がいのある人もない人も、その人らしさを互いに認め合い、共に暮らしていける環境づくりを推進します。

そのために、さまざまな行事やメディアを通じて、障がい者への理解を深めるとともに、障がい者との共同活動や交流などを積極的に推進します。

また、障がい者を「権利の主体」と捉え、障がい者の思いや考えを受け止めた施策の推進に努めます。

(1) 人権教育・啓発の推進

①学校等

- ・ 障害の有無にかかわらず、違いを理解し、自他の人権を尊重し、支え合う共生の心を育成します。
- ・ 保護者や地域などに対して、障害に対する正しい理解や、障がいのある子どもとない子どもとが共に学ぶことの意義などについて広く啓発していきます。

②職場

- ・ 企業等に対して、「障害者差別解消法」や「障害者雇用促進法」などの趣旨を踏まえ、障がい者に対する理解を深めるための教育・啓発を進めます。

(2) 人権行政・施策の推進

①学校等

- ・ 障がいのある子どもの教育を受ける権利を保障するため、市は学校等と共に本人や保護者の意見を尊重し、障がいのある子どもに対する合理的配慮を提供します。
- ・ 教育活動全般を通じて、障がいのある子どもとない子どもとが共に学び、かかわり合い、成長していけるよう積極的に学びの機会を設けます。

②地域

- ・ 障がい者が社会の構成員として、地域の中で自分らしく暮らせるよう、生活の場づくりとしてグループホーム等への支援や、働く場・活動の場づくりとして就労相談や小規模

作業所等への支援を行います。

- ・障がい者が社会参加でき、安全で快適な生活を送るため、公共施設や民間建築物、道路、公園、住宅等のバリアフリー化を推進します。
- ・公民館や各種団体等に対し、障害について理解を深める学習や体験型の学習を積極的に取り入れ、地域社会で障がい者の社会的障壁を取り払うことができるよう働きかけます。
- ・地域イベントで障がい者と交流する機会を拡大するよう働きかけます。

③職場

- ・障がい者がその適性と能力を多様な活動分野において最大限発揮できるよう、自立に必要な生活・技能習得等の指導・支援を行い、ジョブコーチ^{*7}の導入など就業の促進、機会の拡大を図ります。
- ・障がい者の雇用に当たっては、障がい者一人一人の意向や特性などを踏まえ、適正な採用となるよう支援します。
- ・職場環境について障がい者も共に働けるよう合理的配慮の提供を指導します。

④障がい者が安全に安心して暮らせる環境づくり

- ・障がい者虐待は、障がい者の人権を著しく傷つける行為であるため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」に基づき、家庭内、施設内等での障がい者虐待を防止する施策を推進します。
- ・障がい者の人権に配慮した自立支援を促進するため、生活困窮者支援対策の推進や成年後見制度、権利擁護制度の活用を図ります。

⑤相談体制の充実・強化

- ・障がい者やその家族からの相談に対して、ライフステージに応じた相談者のニーズに的確に対応できるよう、相談窓口の充実を図ります。

*7【ジョブコーチ】

精神障がい者や知的障がい者の雇用支援を行い、職場への適応を援助する者。通勤時から付き添い、職場での作業や同僚など周囲との関係づくりを指導するとともに、職場内の人々に障がいに対する理解を深めてもらうための啓発活動などにも携わり、障がい者が自立して職場に定着できるまで幅広い支援を行う。

- ・関係機関との連携、相談体制の整備、職員の資質の向上を図るとともに、これらの制度を周知し、相談窓口の利用促進を図ります。
- ・障がい者本人だけではなく、その家族も孤立しない状況をつくるとともに、支援制度や福祉サービスなどの必要な情報が届くよう家族の相談体制を充実します。
- ・必要に応じてホームヘルプサービス等の在宅サービスを提供するとともに、相談体制、情報提供の充実を図ります。

⑥センター機能の充実

- ・障がい者本人や障がいのある子どもの保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営めるよう基幹相談支援センター等に専門的職員を配置し、地域の相談支援体制を強化するとともに、障がい者等とともに生活ができる地域づくりを推進します。
- ・児童発達支援センターを整備し、地域の療育支援の中核施設として機能の充実を図るとともに、関係機関と連携し、地域療育を推進します。

(3) 人権尊重のまちづくりの展開

①地域における交流機会の促進

- ・イベント等の主催者が、障がい者団体などの参加・参画を促し、障がい者と地域住民が交流する機会を積極的に作ります。
- ・地域行事で積極的に障がい者との交流を持つとともに、障害の有無にかかわらず共に活動できるよう合理的配慮の提供を促進します。

②地域生活支援拠点等の整備

- ・住民が歩いて行ける範囲に生活支援サービスの拠点を設けて、障がい者の特性やニーズに対応したサービスを充実させるための支援を行います。

③地域における人材育成・支援

- ・障がい者が地域で、安心して自分らしい生活を送れるよう、住民活動のコーディネーターの育成を支援します。

④障がい者団体等の育成・支援

- ・まちづくりや人権などに関する市民グループや団体等に対して、運営を支援するとともに、情報を提供します。

⑤社会福祉専門職等の連携と支援

- ・各団体が主催する研修会に参加し、専門職としての知識を向上させるとともに、専門職等が連携して社会活動を行えるよう支援します。

6 外国人の人権

—多文化共生社会を実現するために—

【現状と課題】

本市における中長期在留者数は、昭和 45（1970）年当時 385 人でしたが、平成 29（2017）年 12 月末現在では、1,290 人を数え、この約 50 年の間で 3 倍以上増加しています。そのうち本市への来住歴からみて、最も長い居住歴を有しているのが韓国、朝鮮の人々であり、中長期在留者全体の 20.8% を占めています（図 13）。

また、ここ 10 年ほどの間に、新しく本市に来住するようになった中国、ブラジル、ベトナム、フィリピン、ペルー、シリアなどの外国人市民も増えてきています（図 14）。

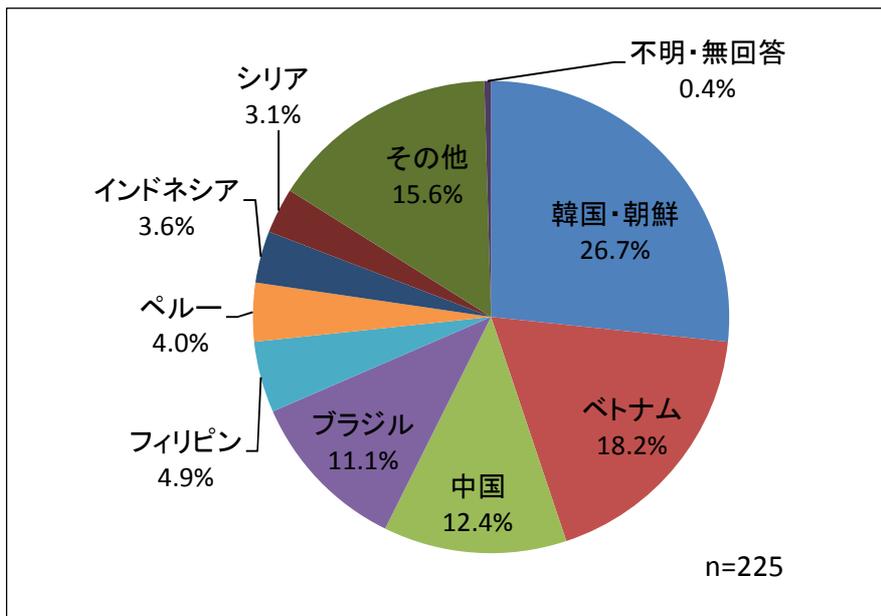
国際化の進展とともに、本市に住む外国人市民の国籍も多様化し、その日常生活において、言語や文化、宗教の違い、生活様式や風習の違い、日本に来住するに至った歴史的経緯などからさまざまな課題が生じています。

【図 13】 三木市の外国人登録者数の推移



そうした中、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めています。こうした言動は、外国人市民の尊厳を傷つけたり、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、偏見や差別意識を生じさせたりすることになりかねません。

【図 14】 三木市の外国人登録者数の国籍の内訳



ヘイトスピーチについては、マスメディアやインターネット等で大きく報道されるなど、社会的な関心がさらに高まっている上、平成 26（2014）年 8 月の国連人種差別撤廃委員会による日本政府報告書に対する審議についての最終見解では、日本に対してヘイトスピーチを法的に禁止すべきである等、強い勧告が出されました。このような情勢の中、平成 28（2016）年に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

県においては、平成 5（1993）年度に「地域国際化推進基本指針」を策定し、県内に生活の基盤を置く外国人を「外国人県民」と捉え、多文化共生社会の実現に取り組んできました。平成 12（2000）年には、県教育委員会において「外国人児童生徒にかかわる教育指針」が策定され、「多文化共生の視点に立って、外国人児童生徒の自己実現を図ることを支援するとともに、すべての児童生徒が互いを尊重し合い、多様な文化的背景をもつ外国人児童生徒と豊かに共生する真の国際化に向け、『人権教育基本方針』に基づき、外国人児童生徒の人権にかかわる課題の解決に取り組むため」の指針が示されています。また、平成 15（2003）年度の「兵庫国際新戦略懇話会報告」に基づき、外国人県民の安全・安心のためのネットワーク構築等の施策を積極的に展開してきましたが、

報告から 10 年以上が経過し、外国人児童生徒等の日本語習得等に対する教育支援の重要性が高まるほか、地域創生の観点からも日本人県民と外国人県民が共に地域の構成員として支え合い、協働して地域づくりに参画していくことがこれまで以上に重要となっていることから、平成 27（2015）年に「ひょうご多文化共生社会推進指針」が策定されました。

本市では、「三木市人権尊重のまちづくり条例」において外国人市民の問題を人権に関する重要課題の一つとして取り組んでいます。現在の取組としては、国際交流事業における市民交流、生活スタートガイドブック（英語、中国語、ベトナム語、ポルトガル語）の作成による生活情報の提供や国際交流協会による日本語学習支援、生活相談などの充実に努めていますが、今後より一層、国際化の進展と外国人市民の増加が予想されることから、より総合的・具体的に外国人市民への対策を図ることが必要となっています。そうした中、平成 28（2016）年に「人権尊重のまちづくりに向けた意識実態調査」の一環として、初めて外国人市民に対し、「三木市外国人市民実態調査」を実施しました。

調査の結果、日常生活では、「病気になったとき」や「役所での手続き」の際に困っていると答えた方が約 5 人に 1 人(図 15-a)、子育て・教育では、「学校からのお知らせの内容がわからない」ので困っていると答えた方が約 5 人に 1 人(図 15-b)、地域活動では、「参加していないが、参加したい気持ちがある」と答えた方が約 4 人に 1 人いることがわかりました(図 15-c)。それらの課題の解決に努めるとともに、だれもが暮らしやすいまちづくりが求められています。

【今後のあり方】

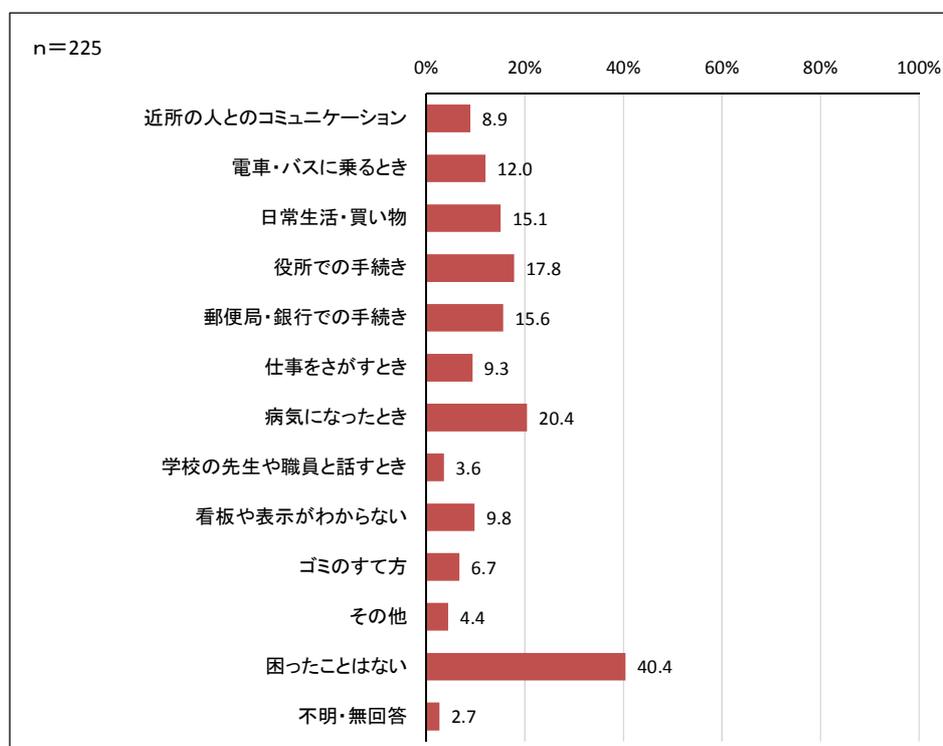
日本人市民と外国人市民との相互理解を促進し、ヘイトスピーチ等外国人への偏見や差別をなくすため、外国人の人権や多文化共生に対する日本人市民の意識を高め、共生への理解を促進します。

県の「ひょうご多文化共生社会推進指針」「外国人児童生徒にかかわる教育指針」を踏まえ、居住、就労、就学等に関する基礎データを収集する意識実態調査を実施し、的確に把握した外国人市民の日常生活上のニーズを踏まえた施策を推進します。

また、「三木市国際化基本方針（仮称）」や「三木市外国人児童生徒にかかわる教育指針（仮称）」を策定し、あらゆる場への外国人市民の参加・参画を促進するとともに、外国人市民の意見や要望が市政に反映される仕組みを検討します。

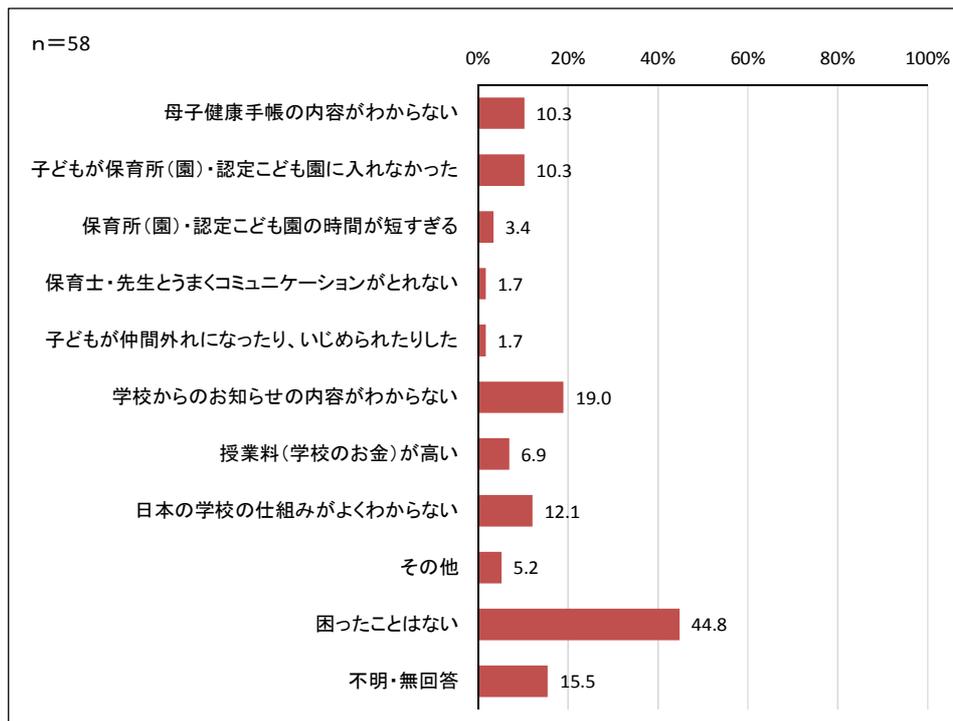
【図 15-a】 この1年間で困ったこと

（三木市外国人市民実態調査／平成 28〔2016〕年）



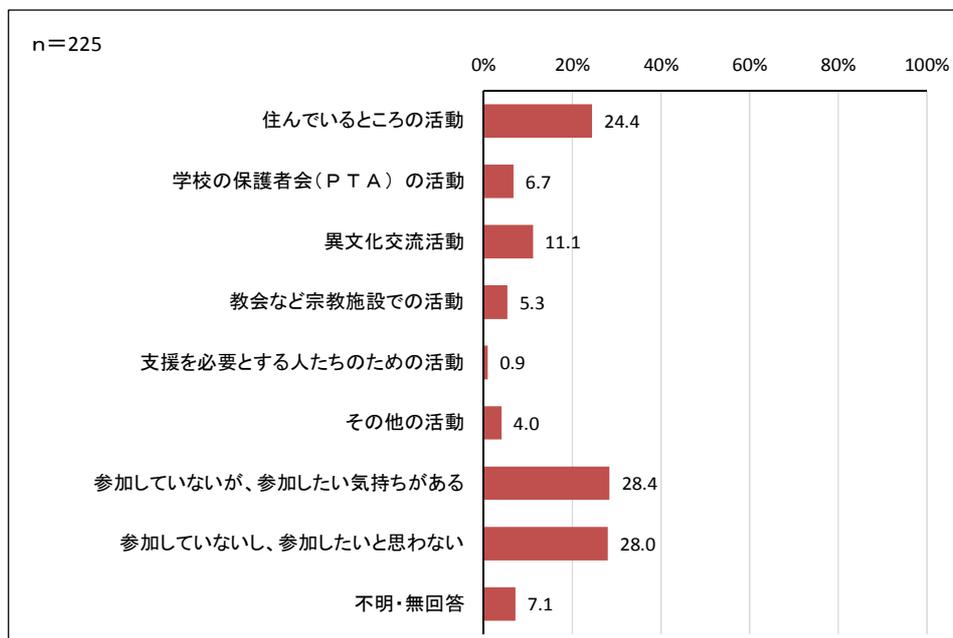
【図 15-b】子育て・教育について困ったこと

(三木市外国人市民実態調査／平成 28〔2016〕年)



【図 15-c】仕事以外で参加している活動など

(三木市外国人市民実態調査／平成 28〔2016〕年)



(1) 人権教育・啓発の推進

① 学校等

- ・異なる文化、習慣、価値観等を持った幼児・児童生徒が互いを認め合い、自らのアイデンティティを保ちながら自己実現できるよう教育を充実させます。

- ・日本語や母語の理解が不十分な外国人児童生徒等に対して、地域における日本語教育や母語教育、教科学習支援の一層の充実を図ります。

②職場

- ・職場において、日本語教室等への参加を促進するとともに、日本語研修や日本の文化・習慣に関する研修の実施に努めることを啓発します。

(2) 人権行政・施策の推進

①学校等

- ・外国人児童生徒等の保護者に、日本の義務教育制度の重要性について理解が得られるよう就学・修学の課程・手続等を含めた情報提供を行います。
- ・外国人児童生徒等の入学後の学校生活・学習支援体制を整備します。

②地域

- ・地域での生活を円滑に営めるよう、外国人市民に対して地域における生活上のルール・習慣等の説明に努めます。
- ・自治会等の地域住民組織の役割について、母国の習慣・慣習との違いについて説明するとともに、外国人市民の地域活動への参画促進を支援します。
- ・日本語の理解が不十分な外国人市民に対して、地域における日本語教育の一層の充実を図ります。

③職場

- ・外国人市民が能力を十分に発揮した就労生活を送れるよう必要な情報提供を行うほか、周囲の日本人従業員とともに、気軽に相談できる体制づくりを支援します。
- ・外国人市民の雇用にあたっては、法令を遵守し、適切な雇用環境で就労できるよう支援します。

④外国人市民が安全に安心して暮らせる環境づくり

- ・行政情報、生活情報の一層の周知を図ります。そのため、多言語化や漢字のルビふり、「やさしい日本語^{*1}」等による

***1【やさしい日本語】**
災害が起きたときに有効な言葉として考案された、普通の日本語よりも簡単で外国人にもわかりやすい日本語。

多様な情報提供を行います。

- ・国際交流協会、NPO団体等と連携し、外国人市民が地域で孤立しないよう支援します。
- ・外国人市民が健康保険等の社会保険を適切に活用できるよう、外国人市民に対して、多言語による社会保障制度について周知を図ります。また、外国語対応可能な医療通訳制度を充実させるよう働きかけます。
- ・地域防災計画に外国人市民に係る対策について定め、計画に基づく支援を行います。また、災害時の連絡網、情報伝達、安否確認や支援活動に係る体制を整備します。

⑤相談体制の整備

- ・多様化、複雑化、専門化した相談に対応するため、関係機関と連携するとともに、多文化共生コーディネーター等専門の機関（部署）の設置を検討します。
- ・外国人市民に対する差別や人権侵害に関する相談・支援等の一般的な救済体制を整備・充実し、迅速・柔軟な対応ができるように努めます。
- ・外国人市民に対する相談窓口を開設し、気軽に相談できる体制を構築します。
- ・国際交流協会や関係機関・部署と連携し、外国人市民の相談体制を充実させます。

⑥国際交流協会機能の充実と連携

- ・公共施設及び民間の施設において外国語表示、情報提供コーナー、相談窓口の設置、各種生活支援の対応について、さらに工夫・改善を加えて実施します。
- ・国際交流協会と協力・連携し、国際交流事業の一層の促進に取り組むとともに、外国人市民相互や日本人市民との交流を支援します。

(3) 人権尊重のまちづくりの展開

①外国人市民のサポート・ボランティアの育成等

- ・外国人市民との円滑な交流を促進するため、通訳翻訳、生

活アドバイス、健康相談、学習支援などに関するサポート・ボランティアを育成します。

②外国人市民の地域づくりへの参画

- ・地域の行事に、日本人市民と外国人市民の双方が積極的に参加し、交流が広まる取組を支援します。
- ・外国人コミュニティ等の活動拠点づくりを支援します。外国人市民同士のネットワークづくりを促進し、外国人市民の意見を地域づくりに反映する仕組みの構築を検討します。

③多文化共生に取り組むリーダーの育成

- ・外国人市民を支援する支援団体やボランティア等を育成するとともに、日本語教室のリーダー等多文化共生の担い手となる人材を発掘、育成します。

7 その他の人権課題

① HIV感染者、ハンセン病回復者、特定疾患の人の人権

HIV感染者、ハンセン病回復者や特定疾患の人が、周囲の人々の誤った知識や偏見等により、学校や職場、医療現場などで差別やプライバシー侵害などを受ける問題が起きています。これらの人々の人権を守るために、病気に対する正しい知識と理解が得られるよう教育・啓発を進めます。

② 生活困難者の人権

産業構造の変化や日本型雇用慣行の転換、昨今の雇用環境の変化の中で、セーフティネットでは救われず、失業で収入を得られない、住宅を失う、働いても最低限度の生活を営む所得（生活保護水準）が得られないといった、生活困難に直面する人が増えています。このような生活困難者への偏見をなくすとともに、雇用施策と福祉施策を連携させながら生活困難者の自立に向けた支援を行います。

③ 犯罪被害者等の人権

事件による直接被害に加え、捜査・公判での精神的不安や過剰報道、インターネット上の書き込み等によるプライバシーの侵害などの二次的被害が生じていることから、被害者等の人権に配慮することの重要性を啓発するとともに被害者等の相談等支援を行います。

④ LGBT^{*1}等性的少数者^{*2}の人権

LGBT等性的少数者がいじめや差別を受けたり、日常生活に困難を抱えたりすることなく自分らしく生きていくことができるよう、相談体制を整えるとともに合理的配慮に努めます。また、学校、地域、企業等でLGBTについての教育・啓発を推進します。

⑤ 被災された人たちの人権

東日本大震災等で被災された人たちが風評によるいじめや

*1【LGBT】

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれた時の性別と、自分が認識している性別が異なる人）の頭文字を組み合わせた表現。最近ではこの四つの分類に当てはまらない性的少数者もいることから「SOGI（ソジ）」という表現も使われ始めている。SOJ Iは「性的指向」「性自認」そのものを表し、「すべての人」にあてはまる概念であることから、国連や国際機関に加え、日本でも使用が増えている。

*2【性的少数者】

セクシュアル・マイノリティともいう。具体的には、同性愛者、両性愛者、性同一性障害者などを含む。

差別を受けることのないよう、相談等による支援を行うとともに誰もが共に暮らせるやさしいまちづくりに向けた取組を推進します。

⑥**その他の人権課題**

このほか、アイヌの人々への偏見や差別をはじめ、刑を終えて出所した人たち、ハラスメント、若年性認知症などさまざまな人権にかかる課題が多くあります。

これらの解決に向けて、教育・啓発に努めます。